

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成十九年十月十一日

同	同	同	広島県監査委員
			山崎正博
			芝清
			高橋義則
			加賀美和正

監査の結果（平成19年10月2日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効果的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成18年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、議会事務局については加賀美委員を監査執行に当たって除斥しました。

4 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかには正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

5 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が26機関です。

監 査 対 象 機 関 一 覧 表

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	会計管理局	平成19年7月30日	平成19年7月23日	実地監査
2	総務部	平成19年8月1日	平成19年7月25日	
3	文書館			
4	政策企画部	平成19年8月1日	平成19年7月25日	
5	総合技術研究所			
6	地域振興部	平成19年7月17日	平成19年7月9日	
7	選挙管理委員会事務局			
8	県民生活部	平成19年7月24日	平成19年7月18日	
9	環境部			
10	福祉保健部	平成19年7月11日	平成19年7月4日	

11	商工労働部	平成19年7月12日	平成19年7月5日	
12	農林水産部			
13	広島海区漁業調整委員会事務局	平成19年7月18日	平成19年7月10日	
14	内水面漁場管理委員会事務局			
15	土木部		平成19年7月17日	
16	都市部	平成19年8月2日	平成19年7月20日	
17	空港港湾部			
18	収用委員会		平成19年7月17日	
19	公営企業部	平成19年7月9日	平成19年7月2日	
20	議会事務局	平成19年7月23日	平成19年7月13日	
21	教育委員会事務局	平成19年8月7日	平成19年7月26日	
22	埋蔵文化財センター			
23	警察本部	平成19年7月10日	平成19年7月3日	
24	警察学校			
25	監査委員事務局	平成19年7月31日	平成19年7月31日	
26	人事委員会事務局	平成19年10月2日	平成19年8月1日	書面監査

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 会計管理局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計事務の指導、監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査、会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
- イ 組織体制 3室54人（平成19年4月1日現在）
室名：会計総務室、審査指導室、用度室
- ウ 主な施策（平成18年度）
会計及び用度事務の適正な執行並びに簡素効率化の推進
効率的な資金管理の推進
- エ 本庁重点監査項目
 - (ア) 長期継続契約の締結状況について
 - (イ) 証紙売りさばき人等の指定及び手数料について

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付記

証紙売りさばき人等の指定及び手数料等について

手数料の納入方法は、現行では、ほとんどの手数料について証紙を貼付することにより納入することとなっている。

証紙制度のメリットは、定められた額の証紙が貼付されていることを確認すれば手数料の確認ができることから、申請手続きの迅速化が図られることなどにあるが、県民の利便性から見ると様々な納入方法がある方が望ましく、教育委員会では、これまで証紙による納入のみとしていた高等学校入学者選抜料について、本年度から納付書による納入もできるように見直している。

会計管理局においても課題として認識し、現在、手数料の納入方法の実態調査を行っているところであるが、県民の利便性の向上や行政コストの削減のため、見直しについて積極的に関係部局に働きかけていただきたい。

[第3 参考資料：資料番号6 参照]

2 総務部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 職員の人事、組織・定数に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算、税その他の財務に関する事務
条例等の審査その他他部の主管に属しない事務

イ 組織体制 3局16室309人（平成19年4月1日現在）

局名等	室名
総務管理局	総務室、文書法制室、人事室、行政管理室、福利室、職員健康推進室
財務局 [情報システム総括監]	財政室、財産管理室、営繕室、税務室、税務システム管理室、情報政策室
秘書広報局	秘書室、国際室、広報室、行政情報室

ウ 主な施策（平成18年度）

- 成果重視の行政運営の確立
スリムで効率的な県政の構築
電子自治体の推進
身近に情報通信技術を活用できる仕組みづくり
国際交流・平和貢献の推進
双方向のコミュニケーションの確保

エ 本庁重点監査項目

- (ア) 補助金の有効性等について（ブロードバンド基盤整備促進事業）
(イ) 長期継続契約の締結状況について
(ウ) 職員公舎の適正管理について
(エ) 公用車の適正配置について
(オ) 公共工事のコスト削減について
(カ) 施設整備における設備の導入方法等について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期末納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期末納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と

発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成18年7月)
1	県報販売代金（文書法制室）	3人 75,600円	3人 75,600円
2	県報販売代金未納に係る延納利息 （文書法制室）	1人 4,276円	1人 4,276円
3	元警察官の恩給過払いに係る戻入金 （福利室）	1人 460,800円	1人 580,800円
4	広報誌購読料（広報室）	1人 1,700円	1人 1,700円

【意見】

ア 長期継続契約の締結状況について

施設管理業務を委託する場合の業務の仕様と委託費の積算については、平成19年から「施設管理業務委託事務処理要綱」により、財産管理室が定めた仕様書と積算基準によることとされたが、平成19年度の財産管理室における施設管理業務の委託契約の状況を見ると、ほとんどの契約で設計金額と契約額が著しく乖離していた。

また、地方機関の監査においても、同様の事例が見受けられた。

このため、施設管理業務委託契約の状況について、地域の状況や発注単位など細かく分析した上で、必要に応じて積算基準の見直しを検討する必要がある。

[第3 参考資料：資料番号2参照]

イ 職員公舎の適正管理について

職員公舎については、「県職員公舎見直し計画」（平成18年2月策定）に基づき、公舎の集約と有効活用、使用料の適正化及び維持管理コストの縮減に取り組んでいるところであるが、公舎の多くは建築年度が古く、また、新規採用者の減、交通の利便性の向上など、公舎を取り巻く環境の変化により、入居率は低下傾向にある。

平成19年4月1日現在の入居率は、知事部局（財産管理室所管分）は67.4%、教育委員会は57.0%、警察本部は90.1%となっており、このうち単身者用については、知事部局（財産管理室所管分）は51.0%、教育委員会は61.3%、警察本部は96.3%となっているなど、依然として部局間のアンバランスは解消されておらず、公有財産として十分に効率的な活用がされているとはいえない状況にある。

このため、

- (ア) 関係部局と定期的に公舎の入居状況や計画の進捗状況などの情報の共有化を図り、その都度、所管換えや廃止を行うこと。
- (イ) 教育委員会事務局と公舎の相互利用を進めるとともに、両部局で管理する公舎の一元的管理を行うこと。

など、公舎の有効活用に向けて積極的に取り組む必要がある。

また、公舎を取り巻く環境も変化していることから、将来の公舎のあり方について、全庁的な視点で検討する必要がある。

[第3 参考資料：資料番号3参照]

ウ 公用車の適正配置について

平成19年度4月1日現在の公用車の台数は、知事部局全体で790台で、このうち地域事務所分は524台となっており、平成16年度に比べそれぞれ285台、274台削減されている。

しかし、地域事務所の公用車の稼働率は平成16年度は49.4%、平成18年度は52.9%とほとんど改

善されていない。

地域事務所の公用車については、平成 18 年 11 月に、総務部長外 3 部長連名で、稼働率 60%を目安に、引き続き配置・使用の見直しを行うことなどを通知しているが、稼働率の改善は進んでいないことから、総務部において、地域事務所に配置されている公用車の利用状況を個別に確認するとともに、市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた更なる削減を指導する必要がある。

[第 3 参考資料：資料番号 4 参照]

エ 施設整備における設備の導入方法等について

施設・設備の整備において、営繕室では、施設等の整備後に、建物管理者に対して、引渡書類とその部数を記載した「建物引渡しに伴う関係書類引渡書」で、保証書、建物使用注意事項、竣工図及び完成図書等の関係書類を引き渡し、口頭により施設等の取扱説明を行っている。

しかし、特に、単独地方機関の場合、施設・設備に関する専門的知識を有する職員は少なく、口頭による取扱説明では、十分な理解が出来ず、施設等の適切な維持管理が行われないことも懸念される。

このため、引渡の方法や内容について統一したマニュアルを作成するとともに、施設・設備の維持管理の方法や留意点等を文書にまとめて引き渡す必要がある。

また、施設・設備の維持管理が、適切に行われるよう、施設等の維持管理に関する体系立てた研修の実施を検討していただきたい。

[第 3 参考資料：資料番号 7 参照]

オ 収入未済の縮減について

平成 18 年度の収入未済額は、一般会計と特別会計を合わせると 111 億 8,117 万円余で、前年度の 118 億 97 万円余に比べ 6 億 1,979 万円余、5.3%の減となっている。

この収入未済額の 72.0%を占める県税については、地域事務所の税務局ごとに目標数値を定めて収入率の向上に取り組んでおり、ほぼすべての税目において前年度の収入率を上回っているが、収入未済額は、依然として多額であることから、一層の収入の向上に努める必要がある。

また、収入率が 80%台となっている個人事業税については、その原因を詳細に分析し、積極的な徴収に努める必要がある。

さらに、県税以外の収入未済についても、本庁と地方機関が一体となって重点的に取り組み、その解消に一層努力する必要がある。

なお、収入未済の縮減・整理に向けて集中的に取り組むため、平成 19 年度に、収入未済の回収方法や法的措置の方法、法的措置後の対応方法などを指導・助言する「債権回収指導担当」が税務室に設置されたが、債権管理回収会社が持つ債権回収ノウハウを活用するなど、一層の徴収促進と滞納発生の未然防止に取り組んでいただきたい。

カ 証紙徴収に係る手数料について

自動車取得税及び 4 月から 2 月までの間に新規登録された自動車に係る自動車税は、知事が指定した取扱人が税に相当する金額の払込を受け、申告書に証紙代金収納計器により収納印を表示する方法により徴収している。

証紙代金収納計器の取扱人に対しては、その取扱いに係る手数料を、徴収額に応じて交付しているが、手数料率の見直しは、平成 11 年度以降行われていない。

このため、現在の手数料の額が妥当なものとなっているか検証する必要がある。

キ 契約の競争性・透明性の一層の向上について

業務委託に係る契約事務については、長期継続契約の導入や随意契約から競争入札への移行により、競争性、透明性等の確保が図られつつあるが、一部において、地方機関への予算内示の遅れなどにより、年度末に長期継続契約の準備をしていた事例や長期継続契約とすべき契約を単年度契約としていた事例、競争入札にすべきところを随意契約としていた事例が見受けられた。

このため、地方機関への予算内示は、予算案決定後、速やかに行うとともに、各機関の長期継続契約の取組状況を把握・分析するとともに、契約方法が真に合理的な理由に基づくものであるか検証し、業務の効率化と経済性の向上が一層図れるよう継続的な指導を行う必要がある。

ク 委託契約における業務量の根拠について

全世帯配布広報紙「ひろしま県民だより」点字紙及びテープ版製作・配布業務委託契約において、1回当たり点字紙を600部、テープ版を110本製作・配布することとしているが、その製作部数の根拠が明確にされていない。

業務の委託に当たっては、委託の対象となる業務量の根拠を明確にする必要がある。

ケ 県有財産の総点検等について

財産の取得、処分等に当たっては、速やかに財産台帳に登録し、管理することとされているが、一部において、登録漏れや誤った登録が行われているなど、適正な財産台帳の管理がされていないものがあった。

このため、公有財産や物品などの財産の適正な管理を徹底する必要がある。

また、現行の公会計制度では、資産・負債等の実態把握、将来にわたっての財政状況についての把握が困難であることから、国において新たな公会計制度の整備が検討されており、平成18年8月に示された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」の中では、都道府県は3年後までに、公会計の整備推進に取り組むこととされている。

財産（資産）は、新たな公会計制度の導入に当たって根幹をなすものであることから、財産のストックやコスト情報を把握するため、県が所有する財産の総点検を行い、新たな公会計制度の導入に向けた準備を進める必要がある。

コ 県有資産の有効活用について

県有資産の有効活用を推進するため、平成19年度に財産管理室に資産活用推進室長等を設置し、資産売却の強化・加速化と県有施設を活用した広告収入等の確保など、既存施設を活用した新たな歳入確保のために必要な基準等の策定を行っているところであるが、本県の財政環境は依然として厳しい状況にあることから、現在、使用面積等に単価を乗じて算出することとされている行政財産の使用料について、例えば、自動販売機の使用許可は複数の者から価格提案をさせ、最高額を提案した者に対し使用許可し、提案額を使用料の額とする方法に改めるなど、新たな歳入確保のための方策についても検討する必要がある。

サ 独身寮の適正管理について

県内16か所の独身寮（定員588人）には、清掃や郵便物の収受などを行うため管理人が常駐し、また、希望する入寮者に朝夕の食事の提供を行っているが、民間に委託して実施しているこの管理・賄い業務に係る平成19年度の委託料は、総額で6,700万円余となっている。

独身寮の入居率は、新規採用職員の減少や意識の変化などから低下しており、平成18年度の独身寮

の平均入居者数は312.2人で平均入居率は53.1%となっている。また、食事の提供を受けている者の割合も平均すると入居者の4割に満たないことから、独身寮の管理運営の効率を高めるため、その統廃合を進めるとともに、運営体制の見直しについて検討を行う必要がある。

シ 県出資法人のあり方の見直しについて

県出資法人については、「第二次行政システム改革推進計画（平成17～21年度）」において、個別法人ごとの見直しの方向性を示して、分権改革を踏まえた法人の役割や事務事業の見直し、自立経営を図る観点から県職員派遣による人的支援、補助金等の財政的支援の見直しを進めているところであるが、見直しは、公益法人制度改革や事業量の減少など、「第二次行政システム改革推進計画」策定以降の状況変化にも対応して行う必要がある。

また、県職員が県出資法人の監事へ就任している例があるが、出資法人の運営の透明性の向上を図るため、県職員の県出資法人の監事への就任については、速やかに見直す必要がある。

ス 消費税等の会計処理について

平成18年度包括外部監査において、財団法人ひろしま産業振興機構における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理について誤りがあることが指摘された。

このため、この包括外部監査結果を踏まえ、他の県出資法人についても、消費税等の適正な申告・納税が行われるよう、県出資法人の指導監督を総括する総務部において、各部を指導する必要がある。

また、本庁監査において、消費税等の会計処理を行っている特別会計及び企業会計について調査したところ、消費税等の申告書は担当職員が作成し、他団体との情報交換や勉強会もほとんど行われてなく、過去には国税局（税務署）から過誤納を指摘された会計もあるという状況であった。

このため、消費税等のより適切な申告・納税が行なわれるよう、その申告・納税について指導・助言する担当部署を明確にするとともに、研修会の開催などについて指導していただきたい。

(3) 付 記

ア 補助金の有効性等について（ブロードバンド基盤整備促進事業）

広島県総合計画「元気挑戦プラン」実施計画（平成18年度～20年度）は、施策の「めざす姿」を明らかにするとともに、施策や事業の進行管理のために参照する指標を設定している。

このうち、「身近に情報通信技術を活用できる仕組みづくり」では、「県民が等しく容易に情報ネットワークに接続し、必要な情報やサービスを手軽に利用できる情報ネットワーク社会の実現」を「めざす姿」とし、「県内ブロードバンド環境整備率」を平成20年度に100%とすることを事業指標としている。

この実現に向け、情報政策室では、単県補助事業として「ブロードバンド基盤整備促進事業」を実施しているが、「県内ブロードバンド環境整備率」は、NTTの固定電話交換局単位において、ブロードバンドサービスが提供される局舎数により算出するものであり、「県内ブロードバンド環境整備率」が100%になっても、ブロードバンドサービスを利用できない地区は残る。

このため、引き続き、国や市町と連携を図り、県内どこに住んでもブロードバンドサービスが利用できる環境の整備に努めていただきたい。

[第3 参考資料：資料番号1参照]

イ 任意団体の財務事務等の点検について

総務部においては、平成18年12月に任意団体の財務、経理事務等の執行状況について所管部局において点検することとし、点検項目を定めたところであるが、各所管部局において的確かつ効率的に点検

が行えるよう、具体的な点検内容や点検体制等を示し、各部局を指導していただきたい。

3 文書館

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
- イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ウ 職員数 10人（平成19年4月1日現在の常勤職員数）
- エ 主な事業実績（平成18年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理
行政文書約48,400冊，行政資料約68,800冊，古文書約217,000点
複製資料約40,000冊，マイクロフィルム約236万コマ，図書約16,400冊
- 利用状況

来館者数	文書閲覧点数	複写枚数
5,737人	9,725冊	42,131枚

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 政策企画部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
- イ 組織体制 2局1室29人（平成19年4月1日現在）

局名	室名等
企画調整局	(企画監)
研究開発局	研究開発推進室

- ウ 主な施策（平成18年度）
広島型分権改革の推進
研究開発・技術支援機能の強化

エ 本庁重点監査項目

- (ア) 長期継続契約の締結状況について
- (イ) 公用車の適正配置について
- (ウ) 公共工事のコスト縮減について
- (エ) 試験研究機関における設備使用料，試験手数料等について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意見】

試験研究機関における設備使用料，試験検査手数料等について

試験研究機関における設備使用料・依頼試験手数料の額は、それぞれ、積算基準に基づき設定しているが、積算の方法が試験研究機関の間で異なっているものや、積算基準にある事務処理時間と実際の事務処理時間が著しく異なっているものがある。

また、相談者等の個別ニーズに応じて行っている技術指導については、現在、無料とされている。

政策企画部においては、今年度、設備利用と依頼試験の見直し及び技術指導等の有料化の検討を行うこととしているが、適正な受益者負担と負担に見合った迅速かつ適切な技術支援を行うという観点から、使用料・手数料について実態に即したものとするとともに、技術指導の有料化を検討する必要がある。

[第3 参考資料：資料番号8参照]

(3) 付 記

ア 元気挑戦プラン実施計画の指標について

広島県総合計画「元気挑戦プラン」実施計画（平成18年度～20年度）は、施策の「めざす姿」を明らかにするとともに、施策や事業の進行管理のために参照する指標を設定し、その進捗状況等を点検して施策や事業の見直しに反映することとされている。

しかし、「元気挑戦プラン」に掲げられた74施策のうち、施策の指標が掲げられているのは、15施策のみであり、また、指標が施策の「めざす姿」を直接表していないものも見受けられる。

このため、指標は施策の「めざす姿」を可能な限り直接表すものとし、その進捗状況等を点検することにより、「効率的で質の高い行政の実現」、「成果重視の行政運営の確立」、「県民に対する説明責任の徹底」を図っていただきたい。

イ 施策点検結果の公表について

施策点検は、広島県総合計画「元気挑戦プラン」に示した主要施策について、基本事業の進捗状況等を自主的に点検することにより、プランの進捗状況等を明確にするとともに、点検結果を施策の見直しと今後の展開方向等の検討に活用し、効率的で質の高い成果重視の行政の実現を目指し実施している。

施策点検の結果については、県議会の各常任委員会に報告するとともに県のホームページ等により公開しているが、常任委員会に報告した資料のうち、各部署の「主な施策の点検結果」については、ホームページに掲載されていない。

「県民に対する説明責任の徹底」を図るためにも、常任委員会に報告した資料については、すべてホームページに掲載することについて検討していただきたい。

5 総合技術研究所

(1) 機関の概要

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| ア 主な業務 | 産業技術並びに保健及び環境に関する総合的な試験研究並びにその成果の技術移転 |
| イ 所在地 | 広島市中区基町10番52号 |
| ウ 組織体制 | 1部（企画部） |
| エ 職員数 | 7人（平成19年4月1日現在） |

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 地域振興部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 地域振興及び中山間地域対策の推進及び総合調整に関する事務
市町その他公共団体の自治の振興に関する事務
統計に関する事務

イ 組織体制 1局8室129人（平成19年4月1日現在）

局名等	室名
地域振興対策局 [分権・交流定住総括監]	地域振興総務室, 交通対策室, 統計管理室, 統計調査室, 市町行財政室, 権限移譲推進室, 地域づくり推進室, 交流定住促進室

ウ 主な施策（平成18年度）

新たな交流・定住の促進
 中枢・中核都市圏の高次都市機能の強化
 自己決定の枠組みづくり（市町への事務・権限移譲の推進）
 基礎自治体の自立へ向けた取組みへの支援
 統計調査の実施と利用の促進

エ 本庁重点監査項目

- (ア) 長期継続契約の締結状況について
- (イ) 公用車の適正配置について
- (ウ) 公共工事のコスト縮減について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における個人情報の保護について

個人情報の取扱を伴う事務を委託する場合は、契約書に個人情報取扱特記事項を記載し、目的外利用・提供の禁止や適正管理等を委託者に遵守させることとなっているが、次の契約において、契約書に個人情報取扱特記事項を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。（市町行財政室）

契約名	総務省統計等調査電算処理業務委託契約（平成19年度～平成20年度）
根拠	①広島県個人情報保護条例第8条（委託に伴う措置等）
	②広島県個人情報取扱委託基準（抜粋） 第4 委託契約の締結に当たっては、契約書中に受託者が別記特記事項を遵守する旨を記載するものとする。

イ 借受備品の調達及び管理に係る処理について

住民基本台帳ネットワークシステム用パーソナルコンピュータ・プリンタ・ICカードリーダー及び周辺機器のリース契約（契約期間：平成19年3月30日～平成24年3月29日）及び管理に係る事務において、広島県契約規則等に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（市町行財政室）

1	内容	契約方法を一般競争入札として、入札の公告を行っているが、入札参加資格確認申請書等の提出期限までに申請書等を提出した者が1者のみであったため、入札を行わず、当該業者から見積書を徴し、随意契約により契約していた。
	根拠	広島県契約規則第23条（入札期日の延期等）
2	内容	長期継続契約の締結に当たっては、リース開始の1か月程度前には入札日を設定すべきところ、10日前に設定していた。

	根拠	広島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（総務企画部長通知）（抜粋） 第3 契約事務における留意事項 7 入札公告・指名通知等 （4）入札日等の設定 「長期継続契約」に該当する場合は、初年度の予算成立前でも入札の執行・契約の締結が可能である。このため、受注業者が業務の引継ぎや人員・資材の確保等を行う準備期間が、落札決定から業者の履行開始までの間に適切に確保できるよう、業務開始の1か月程度前には、入札日を設定すること。（借り入れた物品に係る保守業務契約を除く。）
3	内容	借受備品について、備品使用簿が作成されていないなど、物品管理規則に定められた事務処理を行っていなかった。
	根拠	広島県物品管理規則第42条（使用物品取扱者の備え付けるべき帳簿）

ウ 任意団体への負担金の支出時期について

広島県交流・定住促進協議会負担金について、全額を年度の前半に支出しているが、当該協議会の予算の執行状況等からみるとその必要性は認められない。負担金の支出時期の適正化に努められたい。（交流定住推進室）

(3) 付 記

ア 権限移譲における市町への対応について

市町への事務・権限移譲は、平成16年11月に策定した「分権改革推進計画」に基づき、事務・権限を5年の計画期間内（平成17～21年度）において移譲するという基本方針の下に進めており、平成20年度までに移譲対象事務の8割が移譲される見込みである。

今後の事務・権限移譲を円滑に進めるため、事務取扱い件数が少なく専門職員の配置が困難な市町については、県として体制整備のフォローを十分行っていただきたい。

イ 交流・定住促進における市町の体制づくりについて

人口移動統計調査に基づく試算では、平成16年から18年までの3年間の平均で約2千人の転出超過となっており、人口減少に歯止めをかけることが県の喫緊の課題となっている。

新たな交流・定住促進対策として、平成18年度から20年度までの3年間に集中的な取組を実施することとし、広島県交流・定住促進協議会の設置、運営や情報発信としての県ポータルサイト「広島暮らし」の開設、相談窓口として「広島暮らしサポートデスク」の開設などに取り組んでいるが、これらの事業の成否は最終的には地域の受入れ体制の整備にかかっている。

このため、市町における地域情報の掘り起こしと情報発信の強化、市町や関係団体との連携による空き家や農地バンクの整備等を促進し、受入れ体制の整備を図っていただきたい。

7 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

- (7) 主な分掌事務 参議院議員，衆議院議員，県議会議員，県知事等の選挙の執行に関する事務
 明確な選挙の推進に関する事務
 政治資金に関する事務
 政党助成に関する事務

(4) 組織体制 4人（平成19年4月1日現在で併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 県民生活部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
県民文化に関する事務
危機管理の総合調整に関する事務
消防防災及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 2局9室 127人（平成19年4月1日現在）

局名	室名
総務管理局	県民生活総務室, 文化・県民協働室, 消費生活室, 人権・男女共同参画室, 青少年・地域安全室, 学事室
危機管理局	危機管理室 (防災航空センター), 消防・保安室, 通信管理室

ウ 主な施策（平成18年度）

- 私学教育の振興
県立広島大学の機能強化
青少年の健全育成と若者の自立支援
文化・芸術の振興
人としてお互いに尊重する社会づくり（人権啓発の推進）
男女共同参画社会づくり
防災・危機管理体制の確保

エ 本庁重点監査項目

- (ア) 長期継続契約の締結状況について
(イ) 公用車の適正管理について
(ウ) 公共工事のコスト縮減について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。

区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 県立広島大学の前回監 査時（平成18年11月）
大学使用料 [授業料, 施設費] (学事室)	7人 2,433,400円	3人 1,405,050円

(注) 平成19年4月に県立広島大学が公立大学法人化したことに伴い、平成18年度以前の大学使用料（滞納繰越分）に係る債権管理事務の所掌が大学から学事室に移った。

【意見】

消防学校の初任教育における教育水準の確保について

平成20年度から始まる消防職員の大量退職に伴い、大量採用期の到来が予想されることから、消防学校

における消防職員の初任教育について、年2回実施することが計画されている。

これに伴い、これまで消防学校において実施してきた6か月の教育訓練のうち、2か月を各消防本部において実施することが計画されているが、各消防本部における教育訓練の実施に当たっては、教育訓練マニュアルの作成や教育訓練実績の検証、各消防本部に対する支援体制の整備など、初任教育の教育水準を確保するための万全の対策を講じる必要がある。

(3) 付 記

ア 公立大学法人県立広島大学の契約事務に関する指導について

公立大学法人県立広島大学は、平成19年4月から新たに県出資法人となったが、平成18年度に実施した行政監査「県出資法人の契約事務及びそれに関する県の指導監督」に係る監査結果等を参考にして、法人の契約事務について指導していただきたい。

なお、指導に当たっては、特に次のことに留意していただきたい。

- ・「県出資法人の契約事務の適正化について」（平成15年3月11日付け総務部長通知）に基づき、法人の契約に関する規程は、特段の理由がない限り県に準じた内容にするよう指導を徹底すること。
- ・県においては、契約における透明性、競争性を高めるため、一般競争入札の導入を進めているが、法人においても、県に準じて一般競争入札の導入を検討するよう指導すること。

イ 広島県民文化センターの指定管理者の選定について

広島県民文化センター（広島）における平成20年度から22年度までの指定管理者の選定に当たっては、この施設が地方職員共済組合施設である鯉城会館と受付業務窓口を共有化するなど、一元管理を前提とした複合施設であり、それぞれを区分して管理することが困難であるとの理由から、指定管理者を公募していないが、地方共済組合施設を所掌する総務部と連携し、指定管理者の公募について検討していただきたい。

9 環境部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 生活環境及び自然環境の保全に関する事務

イ 組織体制 1局6室 84人（平成19年4月1日現在）

局 名 等	室 名
環境対策局 [廃棄物対策総括監]	環境政策室, 環境対策室, 環境調整室, 自然環境保全室, 循環型社会推進室, 産業廃棄物対策室

ウ 主な施策（平成18年度）

地球・地域環境の保全

循環型社会の構築

健康危機管理体制の確保（アスベスト対策推進）

エ 重点監査項目

(ア) 長期継続契約の締結状況について

(イ) 公用車の適正管理について

(ウ) 公共工事のコスト縮減について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入が、長期未納（滞納繰越分）となっていた。債務者の資力その他の状況に応じた適切な措置を講じられたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 （平成 18 年 7 月）
浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る 違約金（循環型社会推進室）	1 人 1,554,000 円	1 人 1,554,000 円

【意見】

浄化槽の法定検査受検率向上について

浄化槽法に基づく浄化槽の定期検査の平成 17 年度の受検率は、19.4%と低い状況にある。

浄化槽法が平成 18 年 2 月に改正され、法定検査に係る県の指導権限が強化されたこと、また、これらに関する事務の市町への権限移譲が進められていることを踏まえ、市町との連携強化も含めた、一層の受検率の向上に向けた施策の展開に努める必要がある。

(3) 付 記

産業廃棄物埋立税財源の活用について

産業廃棄物埋立税は、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるための目的税であり、その税収は、一旦、産業廃棄物基金に積み立てられた上で、廃棄物抑制施策の財源として活用されている。

ところで、産業廃棄物埋立税の平成 18 年度までの 4 年間の税収 3,372,290 千円に対し、廃棄物抑制等に係る事業に対する税財源の活用実績額は、この 4 年間で 1,548,829 千円となっており、産業廃棄物基金の残高は、平成 19 年 5 月末現在で 1,702,841 千円に上っている。

環境部においては、廃棄物抑制等関係事業への税財源の活用について、対象事業の拡大等も含め、より一層の促進を図っていただきたい。

10 福祉保健部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者対策に関する事務
社会保障に関する事務

イ 組織体制 4 局 18 室 286 人（平成 19 年 4 月 1 日現在）

局 名	室 名
総務管理局	福祉保健総務室、健康増進・歯科保健室、医療保険室、こども夢プラン推進室、こども家庭支援室
保健医療局	医務看護室、医療対策室、保健対策室、生活衛生室、食品衛生室、被爆者・毒ガス障害者対策室、薬務室
社会福祉局	地域福祉室、社会援護室、障害者支援室、高齢者支援室、介護保険指導室
病院事業局	県立病院室

ウ 主な施策（平成 18 年度）

子育て支援体制の充実、小児・母子医療体制の確保
質が高く効率的な地域医療体制の確保
障害者の自立できる環境づくり
福祉・介護サービスの質の向上

食の安全・安心の確保

健康危機管理体制の確保（感染症対策の推進）

エ 本庁重点監査項目

- (ア) 長期継続契約の締結状況について
- (イ) 職員公舎の適正管理について
- (ウ) 公用車の適正管理について
- (エ) 公共工事のコスト縮減について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成 18 年 7 月)	
1	児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 (こども家庭支援室)	87 人	22,310,742 円	96 人	25,364,505 円
2	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入 (こども家庭支援室)	3 人	1,399,156 円	4 人	1,442,239 円
3	看護師等修学資金貸付金償還金 (医務看護室)	2 人	656,000 円	3 人	662,000 円
4	特定疾患医療費負担金 (保健対策室)	2 人	70,646 円	2 人	70,646 円
5	原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金 (被爆者・毒ガス障害者対策室)	6 人	2,059,280 円	4 人	355,710 円
6	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入 (地域福祉室)	9 人	4,041,685 円	15 人	6,868,455 円
7	高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息 (地域福祉室)	30 人	18,250,717 円	31 人	13,532,087 円
8	介護福祉士修学資金貸付金償還金 (地域福祉室)	1 人	211,715 円	1 人	302,715 円
9	介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息 (地域福祉室)	1 人	117,300 円	2 人	154,300 円
10	障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入 (障害者支援室)	30 人	32,661,108 円	30 人	34,115,808 円
11	障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息 (障害者支援室)	35 人	10,012,900 円	35 人	10,072,900 円
12	心身障害者扶養共済事業負担金 (障害者支援室)	250 人	28,171,710 円	318 人	30,180,260 円
13	心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金 (障害者支援室)	2 人	620,000 円	2 人	620,000 円

イ 委託契約等の契約方法について

委託契約等において、次のとおり事務処理に誤りがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 予定価格が 100 万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、見積は 3 者から徴取しており、また、業務内容からみても競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。(健康増進・歯科保健室)

- ・県民健康意識調査における血液検査業務委託契約（平成 18 年度）
- (イ) 予定価格が 80 万円を超える賃貸借契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、見積は 3 者から徴取しており、また、契約内容からみても競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあった。（食品衛生室）
- ・食品衛生業務管理システムプログラム賃貸借契約（平成 18 年度）

ウ 行政財産使用許可による誓約書の徴取について

行政財産の使用許可において、行政財産の使用許可を受けた者は、許可を受けた日から 1 週間以内に誓約書を提出しなければならないが、提出されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（障害者支援室）

- ・誓約書が提出されていなかった行政財産使用許可件数 15 件
- ・根拠規定 行政財産使用規則第 4 条（誓約書の提出）

【意見】

ア 滞納債権の早期解消に向けた取組について

福祉保健部における滞納債権額は、平成 18 年度末において、普通会計で 5 億 1,760 万円余、病院事業会計で 1 億 344 万円余に上っており、前年度と比べ増加している。

滞納債権の回収に当たっては、滞納債権を所管する本庁各室、地方機関において、各債権管理マニュアルに基づいた電話督促などの取組がされているところであるが、債務者が多く、滞納債権額も多額に上ることなどから、債権担当者による徴収努力にも限界がある。

このため、定期的に部局長が各滞納債権の取組状況や課題等を把握し、対応策を検討するなど、組織的な取組を強化する必要がある。

また、今年度は、全庁的な組織として、債権管理会議が立ち上げられ、平成 19 年度から 21 年度までを「債権回収集中対策期間」として滞納債権の縮減・整理に向けた取組を行うこととなっている。

債権回収対策がより実効性が上がるよう、マニュアル等の見直しなども含め、税務室に設置された「債権回収指導担当」などと十分連携の上、滞納債権の早期解消に向けて、部を挙げて取り組んでいただきたい。

イ 広島県病院事業経営計画の見直しについて

病院事業においては、平成 17 年度から 21 年度までを計画期間とする「広島県病院事業経営計画」に基づく経営健全化に向けた取組を進めているところであるが、平成 18 年度決算における収益的収支や資金収支は、同計画の収支見通しを下回っており、また、安芸津病院においては、入院患者数が前年度と比べ、1 割程度減少し、病床利用率は、現在の病床数となって以来、過去最低となるなど、大幅な収益減となっている。

このため、平成 19 年度に行われる現計画の見直しに当たっては、公立病院としてのあり方を踏まえ、病院経営の専門家による経営分析などを活用し、病棟数の見直しを行うなど、抜本的な経営改善策を検討する必要がある。

また、同計画に掲げる瀬戸田病院や神石三和病院の移管については、県民の関心も高いことから、移管に向けた協議状況など、積極的に情報公開していただきたい。

(3) 付記

ア 所管する社会福祉法人等への指導・監督について

所管する社会福祉法人や介護保険施設等への指導監督に当たっては、法人等の適正な運営、会計処理な

どを確保するため、引き続き、的確な指導監督や監査を実施するとともに、指導監督や監査に関する研修会を開催するなど、職員の資質の向上に努めていただきたい。

また、介護保険施設等において不適正な施設運営が明らかになった場合などにおいて、引き続き、迅速かつ機動的に対応できるよう、関係機関との連携体制の強化に努めていただきたい。

イ 広島子ども家庭センターに対するフォローについて

広島子ども家庭センターにおいては、子ども、知的障害のある人、女性に対する相談業務などを行っている。

平成 18 年度の児童虐待相談件数は過去最高となるなど、県民ニーズは増大しており、センターの役割は、今後さらに重要なものとなるが、一方において、相談内容の複雑化、困難事例等への対応から、職員への精神的負担も増加していくものと思われる。

また、平成 19 年 4 月に実施した「広島子ども家庭センター」の定例監査において、委託契約や財産管理などの一部に不適正な事務処理が見受けられたところである。

このため、センターとして適正な事務処理に努めることはもちろんのことであるが、福祉保健部として、センターの業務実態などを十分把握の上、適正な事業執行、事務処理が図られるようフォローしていただきたい。

11 商工労働部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務

イ 組織体制 2局 13室 168人（平成 19年 4月 1日現在）

局 名 等	室 名
総務管理局	商工労働総務室、商工金融室、経営支援室、計量検定室、労働福祉室、雇用対策室、職業能力開発室
[立地政策審議官] 産業振興局	産業技術振興室、新産業振興室、地域産業振興室、企業立地促進室、国際ビジネス促進室、観光振興室

ウ 主な施策（平成 18 年度）

産業を支える人材が活躍できる環境づくり
高度な技術・技能を有する人材の育成・確保
新規成長産業の集積とベンチャー企業の創出
企業立地の促進
観光産業の振興
サービス産業の集積促進
ものづくりの高付加価値化

エ 本庁重点監査項目

- (ア) 補助金の有効性等について（地域中小企業支援センター事業費補助事業）
- (イ) 長期継続契約の締結状況について
- (ウ) 公用車の適正管理について
- (エ) 公共工事のコスト削減について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成 18 年 7 月)	
1	高度化資金に係る貸付金元利収入（商工金融室）	13 人	1,659,432,486 円	14 人	1,674,951,388 円
2	高度化資金に係る違約金及び延納利息（商工金融室）	1 人	14,815,000 円	—	—
3	設備近代化資金に係る貸付金元利収入（商工金融室）	20 人	81,261,267 円	21 人	82,121,267 円
4	設備近代化資金に係る違約金及び延納利息（商工金融室）	14 人	10,911,547 円	14 人	10,941,547 円
5	行政財産使用料 (商工労働総務室)	1 人	3,005,430 円	1 人	1,669,680 円

イ 委託契約の契約方法について

予定価格が 100 万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、見積りは 2 者から徴取しており、また、業務内容からみても競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（観光振興室）

- ・台湾広告宣伝業務委託契約（平成 18 年度）

ウ 契約書への収入印紙の貼付について

協定書に収入印紙が貼付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（地域産業振興室）

- ・広島県立ふくやま産業交流館情報管理システムの修繕に関する協定書（平成 18 年度）

エ 委託契約における業務実施報告書の提出時期の遅延について

契約書において、委託業務が完了した日の翌日から起算して 10 日以内に相談業務実施状況報告書を県に提出するものとされているが、期限を過ぎて提出されているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（職業能力開発室）

- ・産業カウンセラーによる相談及び講演業務委託契約（平成 18 年度）

【意 見】

ア 補助金の有効性等について（地域中小企業支援センター事業費補助事業）

地域中小企業支援センター事業費補助金は、「中小企業者等の創意ある発展向上を促進し、もって、地域の振興と活性化に寄与する。」ことを目的として、センターを設置する商工会議所に交付している。

センターでは創業や経営革新の指導等を行っており、平成 18 年度の創業件数は、5 つのセンターで 43 件と、「元気挑戦プラン」に掲げた目標に近い創業件数となっているが、地域の振興と活性化に寄与するためには、創業後、事業が継続されることが重要であることから、創業後の活動状況を把握し、補助金の有効性を検証する必要がある。

[第 3 参考資料：資料番号 1 参照]

イ 債権管理・収入未済に対する取組について

中小企業高度化資金貸付金の債権回収業務については、平成 17 年度からその一部を民間の専門業者（以下「サービサー」という。）に委託し、平成 19 年度からは、設備近代化資金貸付金の回収業務についてもその一部をサービサーに委託している。

債権回収委託件数を年々増加させており、回収実績も上がっているが、未回収債権（収入未済）額は、平成 18 年度末で 17 億 7,800 万円余に上がっていることから、一層の縮減に取り組むとともに、経営状況を注視する必要のある債務者については経営指導や助言、きめ細かな情報収集を行い、滞納発生の未然防止に努める必要がある。

ウ 公の施設の大規模修繕について

指定管理者制度を導入している広島県立産業技術交流センター及び広島県立ふくやま産業交流館の修繕については、指定管理者との基本協定書に基づき、指定管理者が実施することとなっており、大規模修繕に当たっては、別途、指定管理者と修繕協定書を締結し、実施している。

公の施設の大規模修繕については、適正な執行、履行確認ができていれば、指定管理者に行わせることは可能とされているが、両施設については、指定管理者が当該修繕業務をそのまま単一の外部業者に発注しており、また、指定管理者に施工管理を適切に行える技術者がいないなど、指定管理者に委託する合理性は乏しい。

このため、今後の大規模修繕においては、第一義的には県が自ら実施することとし、指定管理者に委託する場合には、指定管理者でなければならないことの必要性並びに指定管理者において適正な執行及び履行確認の確保ができるか否かを十分検討する必要がある。

エ 企業立地の促進について

成長性の高い先端的な企業の誘致を総合的・機動的に推進するため、平成 18 年 5 月に知事をトップに庁内の横断的な誘致推進組織「広島県産業集積促進戦略本部」（以下「本部」という。）が設置され、積極的に誘致活動が展開されているが、他県との誘致競争が激しい中、企業立地ニーズにマッチした企業用地の確保、インフラ整備等が課題となっている。

誘致の受け皿となる産業団地については、これまで主として公営企業部の土地造成事業で整備されてきたが、地価下落による分譲地等の資産価値の低下に伴い、土地造成事業の財政状況は悪化し、独立採算制での積極的な事業推進が困難な状況となっている。

このため、不採算であっても産業政策上必要とされる土地造成及び分譲については、県全体で土地造成事業のあり方について抜本的な見直しを検討し、事業展開を進める必要がある。

また、土地造成事業で整備した産業団地のうち長期にわたり分譲が進まない団地については、従来の産業団地としての分譲に捉われず、農林業をはじめとする地域資源の活用など多様な利活用方策を視野に入れ、企業立地の一層の促進を図っていただきたい。

(3) 付 記

ア 「ひろしま若者しごと館」、 「若者交流館」 の利用促進について

「ひろしま若者しごと館」、 「若者交流館」（以下「ひろしま若者しごと館等」という。）は、オープンして3年あるいは1年が経過し、フリーターやニート対策に大きな役割を果たしているものと考えられる。

今後とも、関係機関と連携しながら、積極的に情報提供を行い、ひろしま若者しごと館等の利用促進を図っていただきたい。

イ 観光産業の振興について

平成 18 年の総観光客数は、5,799 万人で 3 年連続で過去最高を更新し、平成 18 年の外国人観光客数も 50 万人で過去最高となるなど、順調に増加している。

平成 18 年 12 月に制定された「ひろしま観光立県推進基本条例」に基づく基本計画を平成 19 年度に策定することとしているが、中国各県、市町や関係団体、関係事業者等と連携し、効率的、効果的な情報発信を行うとともに、観光資源の有効活用を図り、より観光客数の増が図られるよう施策を展開していただきたい。

また、近年、台湾、韓国からの観光客が増加しているが、関係各県とも連携して広報宣伝活動を展開し、外国人観光客の誘致を積極的に図っていただきたい。

12 農林水産部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務
漁港に関する事務

イ 組織体制 3 局 18 室 254 人（平成 19 年 4 月 1 日現在）

局 名	室 名
総務管理局	農林水産総務室、農業活性化推進室、団体検査室
農水産振興局	技術振興室、農業経営室、食品流通安全室、農産振興室、畜産振興室、水産振興室、漁業調整室、漁港漁場整備室
農林整備局 [技術総括監]	農林整備管理室、土地改良室、農業基盤室、農村基盤室、林業振興室、森林保全室、治山室

ウ 主な施策（平成 18 年度）

担い手を中心となった力強い農業構造の確立
効率的な木材の生産・流通体制の確立
持続的かつ安定的な水産業の確立
農林地の公益的機能の維持・発揮
食の安全・安心確保
災害に強い県土づくり

エ 本庁重点監査項目

- (ア) 補助金の有効性等について（農業外企業参入促進事業）
- (イ) 長期継続契約の締結状況について
- (ウ) 公用車の適正配置について
- (エ) 公共工事のコスト縮減について
- (オ) 農業技術大学の卒業生の就農状況等運営状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 （平成 18 年 7 月）
1	農業改良資金貸付金元利収入 （農業経営室）	9 人 52,061,990 円	11 人 69,155,497 円

2	農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息（農業経営室）	15人	35,597,871円	17人	32,350,701円
3	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入（漁業調整室）	2人	920,000円	4人	2,021,000円
4	沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息（漁業調整室）	4人	5,513,475円	3人	5,299,236円
5	林業・木材産業改善資金貸付金元利収入（林業振興室）	3人	2,803,989円	4人	5,137,089円
6	林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息（林業振興室）	10人	8,350,451円	11人	8,692,993円
7	森林簿調整業務委託の契約解除に係る違約金及び延納利息（林業振興室）	1人	603,750円	1人	603,750円
8	牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金（畜産振興室）	1人	3,967,802円	1人	4,077,802円

イ 行政財産使用料の徴収について

行政財産の使用に伴う使用料の収入手続きを遅延し、徴収すべき期限を超えて、納付期限を設定しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（森林保全室）

施設	広島県緑化センター	県立広島緑化植物公園
徴収すべき期限	平成19年4月30日	平成19年4月30日
実際の納付期限	平成19年7月26日	平成19年7月26日
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条（使用料の徴収方法）	広島県都市公園条例施行規則第9条（土地等の使用料の徴収方法等）
参考	許可内容：電柱等設置のための土地使用 徴収額：9,000円（1件）	許可内容：電柱等設置のための土地使用 徴収額：29,920円（1件）

ウ 工事の施工管理について

次の工事の執行において、管理図面等や施工中の工事写真の整備、施工段階の確認が不十分であり、施工管理が適切に行われているとは言い難い状況であつた。適正な事務処理に努められたい。（水産振興室）

工事名	広島県栽培漁業センター親魚養成施設整備工事（平成18年度）
工事内容	オニオコゼの親魚を養成するためのFRP（ガラス繊維強化プラスチック）製水槽、ろ過装置及び殺菌装置、水温を調節するための加温・冷却装置及び制御装置などの設置、配管及び電気工事
根拠	○土木工事施工管理基準（抜粋） 4 管理の実施 （4）請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図面等に記録し、適切な管理の基に保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 7 その他 （1）工事写真 請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施行状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 ○農林漁業土木請負工事監督要領（抜粋） 第19 監督員は、設計図書に示された施工段階において、適宜臨場等により確認を行うものとする。

【意見】

ア 公用車の適正配置について

平成 18 年度に組織再編された農業技術指導所において、公用車の稼働率が低い機関が見受けられた。稼働率の低い機関については、配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、削減を指導する必要がある。

[第 3 参考資料：資料番号 4 参照]

イ 農業技術大学の運営について

農業の担い手を育成するために設立された農業技術大学の養成部門（修業年限 2 年）の最近 10 年間の入学者数は、1 学年定員 50 人に対して平均すると 20 人程度と少なく、また、卒業生の就農率の平均も約 30%と低いことから、設置目的を十分に果たしているとはいえない状況である。

大学校では、「産業として自立した農業者育成のための、県民ニーズに即応した魅力ある研修システム」をコンセプトとしてカリキュラムなどを大幅に見直し、平成 18 年度から実施しているが、入学者数、就農者数ともに十分な成果が挙がっていないことから、高等学校等への働きかけなど PR の充実に努めて入学者の増加を図るとともに、市町や今後の就農者の受け皿となる集落農場型農業生産法人及び農業参入した農業外企業等とより一層連携して就職先を確保するよう取り組む必要がある。

[第 3 参考資料：資料番号 9 参照]

ウ 中山間地域等直接支払制度の交付金返還問題について

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な地域で耕作放棄地の発生防止に取り組む農業者等に対して助成するものであるが、平成 18 年 2 月の会計検査院の現地検査において、平成 12 年度から 16 年度に交付された交付金について、過払いが指摘された。その後、農林水産省が実施した全協定に対する調査により、三次市など 3 市町において、174 協定 1 億 8,179 万円余の過払いが判明したところである。

これら過払いが速やかに返還されるよう適切な事務処理を行う必要がある。

エ 工事の執行体制について

広島県栽培漁業センター親魚養成施設整備工事については、本庁において執行されているが、工事に精通した技術専門職員が関与していないことなどから、施工管理が適切に行われているとは言い難い状況であった。このため、設計・積算、監督及び検査の各段階において、工事に精通した技術専門職員が関与するなど、工事の適切かつ効率的な執行を図るための体制を確保する必要がある。

(3) 付記

補助金等の有効性等について（農業外企業参入促進事業）

優れた経営ノウハウや資本力を有する農業外企業による農業参入は、新たな産地づくり、担い手の育成・確保、新規雇用の創出、ひいては U ターンや I ターンなどによる中山間地域の活性化といった様々な効果が期待されるもので、県は、平成 27 年度で 68 社の参入目標を掲げ重点的に取り組んでおり、平成 18 年度までに 19 社が参入したところである。

従来、農業生産法人以外の企業の農地利用は制限されていたが、ここ数年来、遊休地や耕作放棄地となるおそれが高い農地についてリースによる利用が可能となり、更に、一般農地への拡大も検討されている中で、これまで以上に農業参入する企業が見込まれることから、市町と連携して、農業外企業参入事業費補助金制度などを積極的に PR し、より一層参入が促進されるよう努めていただきたい。

13 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 組織体制 専任職員なし（併任職員4人）（平成19年4月1日現在）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 組織体制 専任職員なし（併任職員3人）（平成19年4月1日現在）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 土木部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 道路、河川その他土木に関する事務（他部の主管に属する事務を除く。）

イ 組織体制 2局13室305人（平成19年4月1日現在）

局名等	室名
〔技監〕 総務管理局	土木総務室、建設産業室、用地室、技術企画室、技術指導室
土木整備局	道路河川総務室、道路企画室、道路整備室、道路保全室、道路河川管理室、河川企画整備室、ダム室、砂防室

ウ 主な施策（平成18年度）

圏域内の交流と連携を支える交通基盤の強化

中枢・中核都市圏の高次都市機能の強化（広島高速道路等の整備）

県境を越えた広域的な交流・連携の強化（高規格幹線道路・地域高規格道路の整備）

災害に強い県土づくり

エ 重点監査項目

(ア) 長期継続契約の締結状況について

(イ) 公用車の適正管理について

(ウ) 公共工事のコスト縮減について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意見】

ア 公共工事のコスト削減について

公共工事のコスト削減については、平成 16 年 3 月に策定された「広島県公共工事コスト削減プログラム」（平成 16 年度～20 年度実施）に基づいて取り組んでいるが、プログラムに掲げた目標を達成するためには、職員一人ひとりのコスト意識の一層の向上と、組織的な取り組みが必要である。

しかし、各地域事務所の建設局・支局及び港湾振興局（以下「建設局等」という。）において、コスト削減検討会の対象工事があるにもかかわらず検討会を開催していない建設局等や、コスト削減算定表の作成率も建設局等の間で開きがあった。このため、コスト削減検討会の開催及びコスト削減額の算出等の徹底を指導する必要がある。

また、計画・設計段階におけるコスト削減額の算出は任意作成となっているため、コスト削減額を算出していない建設局等があるが、コスト削減額の効果が大きい計画・設計段階でのコスト削減額の算出についても同様に指導する必要がある。

[第 3 参考資料：資料番号 5 参照]

イ 河川等の不法占有について

「河川における不法行為対策指針」（平成 17 年 11 月改訂。以下「指針」という。）において、地域事務所長は、不法占有を発見したときはその実態を調査するとともに、不法占有の態様に応じて 3 つの類型に区分し、その類型ごとに指針に定められた対応を執ることとされているが、この区分が行われていないものがあった。

河川における不法占有の件数は、359 件と県が管理する財産の不法占有（394 件）の大半を占めていることから、河川における不法占有に迅速かつ適切に対処するため、当面、指針に基づいた処理を徹底するよう指導する必要がある。

(3) 付記

福富ダム工事での転落事故について

平成 19 年 5 月 22 日に福富ダム建設現場で、死亡事故が発生した。

工事の実施に当たっては、効率的な執行を図りながら、業者への安全管理の徹底や県としての監督強化などにより十分な安全性を確保し、再発防止に努めていただきたい。

16 都市部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市計画その他都市の整備に関する事務
住宅及び建築に関する事務

イ 組織体制 1 局 6 室 120 人（平成 19 年 4 月 1 日現在）

局名等	室名
都市事業局	都市総務室, 都市企画室, 都市整備室, 下水道室 建築指導室, 住宅室

ウ 主な施策（平成 18 年度）

バリアフリーのまちづくりの推進

中枢・中核都市圏の高次都市機能の強化（都市計画の推進・市街地の整備）

地域環境の保全（生活排水処理対策の推進）

エ 重点監査項目

- (7) 長期継続契約の締結状況について
- (イ) 公用車の適正管理について
- (ウ) 公共工事のコスト縮減について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参考 前回監査時 （平成 18 年 7 月）
住宅使用料（住宅室）	1,588 人 137,200,501 円	1,495 人 135,148,475 円
雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕（住宅室）	1 人 205,200 円	1 人 205,200 円

イ 行政財産使用料の徴収について

行政財産の使用許可に伴う使用料の収入手続き（調定及び納入通知）がされていないものや、徴収すべき期限を超えて、納付期日を設定しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（住宅室）

区 分	内 容	
①調定漏れ	徴収すべき期限 平成 19 年 4 月 30 日（1,500 円 1 件）	
②調定の遅延	使用許可継続分	
	徴収すべき期限	平成 19 年 4 月 30 日
	実際の納付期限	平成 19 年 5 月 14 日
根 拠	平成 19 年 6 月 8 日（9,575,490 円 12 件）	
	平成 19 年 6 月 22 日（177,000 円 7 件）	
参 考	平成 19 年 6 月 22 日（1,380 円 1 件）	
	行政財産の使用料に関する条例第 4 条（使用料の徴収方法）	
参 考	許可内容：電柱設置、無線基地局設置等のための土地及び建物使用 徴収額：9,755,370 円（21 件）	

ウ 委託契約の契約方法について

委託契約において、次のとおり事務処理に誤りがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 予定価格が 100 万円以下の委託契約において、設計積算のための参考見積書を提出させた 3 者のうち最も低い額を提示した 1 者のみから契約締結のための見積書を徴していた。（住宅室）
 - ・ 県営長寿園高層住宅連結送水管耐圧性能点検業務委託（平成 18 年度）
- (イ) 予定価格が 100 万円以下の委託契約において、業務を熟知しており、適正かつ迅速な履行が可能として 1 者のみから見積書を徴し随意契約を行っているが、業務内容からみて複数の者から見積りを徴する必要があつた。（住宅室）
 - ・ 公営住宅管理データベース整備業務委託（平成 18 年度）
- (ウ) 予定価格が 100 万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、業務内容からみて競争入札に適さないとは認められず競争入札とすべきものがあつた。

また、業務内容からみて業務委託として発注するのではなく、工事請負として発注すべきであった。適正な事務処理に努められたい。(住宅室)

契約名	県営宮ヶ迫住宅建替事業に伴う仮移転先修繕業務委託契約（平成18年度）
業務内容	建築工事（塗装部分の塗替え、クロスの張替え、畳の表替えなど） 電気設備工事（電気通電検査、県設置の照明器具の電球取替えなど） 機械設備工事（不良排水設備機器の取替えなど）

【意見】

県営住宅使用料の収入未済に対する取組について

県営住宅使用料の平成18年度の収入未済額は、2億3,773万円余、2,467人となっており、収入未済額、人数ともに増加傾向にある。

平成19年度からは、公募による指定管理者制度が導入され、県営住宅使用料の徴収を指定管理者が行い、滞納に係る法的措置を引き続き住宅室で実施することとなった。

今後は、指定管理者と連携を図り、新たな収入未済が発生しないよう取り組む必要がある。

また、上記の収入未済額のうち、県営住宅をすでに退去した者の収入未済額は、1億8,163万円、903人となっている。

退去した者の収入未済については、「県営住宅の退去者に係る家賃滞納整理事務処理要領」（平成19年4月改訂。）において滞納者調書等を作成し、それに基づき法的措置を実施することとされているが、滞納者調書等が作成されていないものもあり、また、平成18年度の法的措置も2件しか実施されていない。

今後は、要領に基づいた事務処理を徹底する必要がある。

17 空港港湾部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 空港及び港湾（漁港を除く。）に関する事務

イ 組織体制 1局3室58人（平成19年4月1日現在）

総室名等	室名
空港港湾事業局	空港振興室、港湾管理室、港湾企画整備室

ウ 主な施策（平成18年度）

グローバルゲートウェイ機能の強化（広島空港の機能強化、広島港福山港の機能強化）
災害に強い県土づくり

エ 重点監査項目

- (ア) 補助金の有効性等について（広島空港集客圏拡大対策事業）
- (イ) 長期継続契約の締結状況について
- (ウ) 公用車の適正管理について
- (エ) 公共工事のコスト縮減について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期末納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期末納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期末納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参考 前回監査時 （平成18年7月）
-----	---------------------------	-----------------------

1	雑収〔不当利得返還金（許可量を超えて採取した海砂利採取料金）〕（港湾管理室）	9人	53,673,416円	9人	40,487,312円
2	港湾施設使用料（港湾管理室）	2人	5,486,184円	2人	5,496,184円

【意見】

港湾施設使用料の収入未済に対する取組について

港湾施設使用料の平成18年度の収入未済額は、1,206万円余、43人となっており、収入未済額、人数ともに増加傾向にある。

港湾管理室では、未収金の徴収及び使用許可等の取扱いに関し、平成19年3月に「港湾使用料未納者に対する事務手続要領」を策定しているが、使用料の未納者について速やかな徴収を行うため、この要領について各担当者や収納事務受託者等に周知徹底を行うとともに、特に法的措置については、今年度から税務室に設置された「債権回収指導担当」などと十分連携の上、確実に実施する必要がある。

18 収用委員会

(1) 機関の概要

ア 委員 委員7人 予備委員2人

イ 事務組織の概要

(ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務

(イ) 組織体制 専任職員なし（土木総務室が事務を執行）（平成19年4月1日現在）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 公営企業部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務

水道用水供給事業に関する事務

土地造成事業に関する事務

イ 組織体制 5室 57人（平成19年4月1日現在）

室名：企業総務室、土地管理室、開発整備室、水道管理室、水道整備室

ウ 主な施策（平成18年度）

産業団地の整備事業

管路更新の実施

工業用水道事業の料金制度の見直し

エ 重点監査項目

(ア) 長期継続契約の締結状況について

(イ) 職員公舎の適正管理について

(ウ) 公用車の適正配置について

(エ) 公共工事のコスト縮減について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期末納（過年度分）について

次の収益において、長期未納（過年度分）のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（過年度分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 （平成18年7月）
1	土地売却代金（土地管理室）	1人 90,479,249円	1人 90,479,249円
2	延納利息 [土地売却代金の延納に係るもの] （土地管理室）	3人 273,780,226円	3人 272,813,170円
3	雑収益 [固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分]（土地管理室）	1人 435,300円	1人 521,500円
4	延滞金 [所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金]（土地管理室）	1人 268,056円	1人 147,057円
5	損害金 [土地の不法占用に係る損害金及び訴訟費用]（水道管理室）	2人 2,693,767円	—

【意見】

管路の計画的更新について

水道事業では、管路が整備後30年以上経過しているものが全体の約4割を占め、全体的に老朽化が進んでいる。この対応として「管路更新計画（第1次）」を策定して管路更新事業に取り組んでいるが、この計画は、今後10年間で、管路全体の1割程度を更新するものであることから、20年後、30年後を見通して、段階的、計画的な更新が可能となるよう、残りの管路を含めた全体の更新計画の策定を検討する必要がある。

(3) 付記

ア 水道のライフライン機能の強化について

「県営水道の送水のあり方基本計画」の作成において、非常時の送水バックアップ体制及び送水ルートへのループ化や複線化などについて検討することとしているが、昨年の事故における対応を十分に検証し、災害等による断水時において迅速かつ適切な対応が行えるよう、関係機関等と連携し、危機管理体制の充実・強化に努めていただきたい。

イ 未分譲地の有効活用について

土地造成事業で整備した産業団地のうち長期にわたり分譲が進まない団地については、県有地の有効活用としての観点でその活用策が検討されているが、従来の産業団地としての分譲に捉われず、工場生産型農業用地への転換など多様な利活用方を視野に、その具体化に向けて、引き続き積極的に取り組んでいただきたい。

ウ 土地造成事業の収入未済の未然防止について

土地造成事業では、土地売却代金の分割・延納制度があるが、この制度は利用者の事業環境の悪化等による滞納発生リスクを含んでおり、一部で滞納が発生している。

このため、分割・延納による土地分譲に当たっては、土地売却先の経営状況を十分把握するなど、滞納発生の未然防止に努めていただきたい。

20 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 66人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務

議員の厚生福利に関する事務
 議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
 各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課 59人 (平成19年4月1日現在)
 課名：秘書課, 総務課, 議事課, 調査課 (企画法制室)

ウ 重点監査項目

- (ア) 長期継続契約の締結状況について
- (イ) 公用車の適正管理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

現金出納に係る事務処理について

現金出納に係る事務について、次のとおり、広島県会計規則等に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(企画法制室)

1	内容	議会情報公開に係る費用の領収において、会計規則に定められた期限(翌開庁日)までに金融機関へ払い込んでいないものがあつた。 6件 6,670円
	根拠	広島県会計規則第45条第6項
2	内容	表計算ソフトを使用して現金出納簿を作成する場合は、指導検査室(現在、審査指導室)の定める要件を具備する必要があるが、要件を具備せず、現金出納簿の作成・管理が行われていた。
	根拠	「電子計算ソフト等を使用して、会計帳簿を作成することについて(平成15年3月24日指導検査室長通知)」(要旨) 次の要件を備えるものに限り、電子計算ソフト等を使用して会計規則で定める帳簿を作成することは差し支えないこととします。 <要件(抜粋)> (1)帳簿名、管理ソフトの名称、管理方法等の具体的な取扱いを予め定めておくこと。 (2)会計規則で定める様式により作成すること。 (3)現金等の取扱がない月を除き、月ごとに紙に印刷して帳簿の正本として帳簿を備付者が管理すること。 (4)帳簿のデータは、当該ファイルにパスワードを設定又はFD等の外部媒体に専用保存して、帳簿を備え付ける者が管理するなど、第三者が容易に介入できない方法により管理すること。

【意見】

委託契約における業務量の根拠について

全世帯配布議会広報紙「ひろしま県議会だより」点字紙及びテープ版製作・配布業務委託契約において、1回当たり点字紙を600部、テープ版を110本製作・配布することとしているが、その製作部数の根拠が明確にされていなかった。

業務の委託に当たっては、委託の対象となる業務量の根拠を明確にする必要がある。

21 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 6人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理, 学校施設整備に関する事務

県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
 市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
 生涯学習，社会教育及びスポーツの振興に関する事務
 文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 3部11課221人（平成19年4月1日現在）

部 名	課 名
管 理 部	総務課（教育政策室，法務室），教職員課，施設課，健康福利課
教 育 部	学校経営課，指導第一課，指導第二課（特別支援教育室），指導第三課
生涯学習部	生涯学習課，文化課，スポーツ振興課

ウ 主な施策（平成18年度）

学力の定着・向上
 豊かな心と健やかな体の育成
 特別支援教育の充実
 キャリア教育の充実
 グローバル社会に生きる力の育成
 教職員の資質・指導力の向上
 教育改革を支える基盤の強化
 生涯学習の振興
 文化・芸術の振興
 スポーツの振興
 人として互いに尊重する社会づくり

エ 重点監査項目

- (ア) 長期継続契約の締結状況について
- (イ) 職員公舎の適正管理について
- (ウ) 公用車の適正配置について
- (エ) 公共工事のコスト縮減について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成18年7月)	
1	行政文書の開示に係る複写料（総務課）	1人	1,610円	—	—
2	過払い給与に係る戻入金及び返還金（教職員課）	68人	2,870,490円	69人	5,811,459円
3	行政文書の開示に係る複写料（教職員課）	2人	10,890円	—	—
4	雑入 [工事中途における契約解除に伴う前払金の返還分に係る利息]（施設課）	1人	141,827円	1人	141,827円

5	行政文書の開示に係る複写料 (学校経営課)	1人	330円	—
6	広島県高等学校等奨学金に係る貸出金償還金 (指導第二課)	44人	2,646,800円	13人 1,211,000円
7	広島県高等学校等奨学金に係る戻入金及び返還金 (指導第二課)	6人	461,000円	2人 78,000円
8	修学奨励金に係る貸出金償還金 (指導第二課)	6人	623,285円	8人 884,285円
9	賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金 (指導第二課)	1人	34,092,445円	1人 34,207,445円
10	同和奨学金に係る貸出金償還金 (指導第二課)	219人	35,264,402円	199人 28,259,452円
11	同和奨学金に係る戻入金及び返還金 (指導第二課)	39人	4,097,400円	41人 4,126,400円
12	広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金 (指導第二課)	1人	17,945,042円	1人 17,969,042円
13	行政文書の開示に係る複写料 (指導第二課)	1人	1,090円	—
14	行政文書の開示に係る複写料 (指導第三課)	1人	8,980円	1人 40円

イ 行政財産使用料の徴収について

継続して使用許可をしている行政財産の使用料徴収において、収入手続き (調定及び納入通知) がされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(施設課)

区 分	内 容
徴収すべき期限	平成 19 年 4 月 30 日
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条 (使用料の徴収方法)
参 考	許可内容：電柱設置のための土地使用 徴収額：1,740 円 (1 件)

ウ 委託契約における予定価格の設定について

予定価格の設定は、設計金額を参考として、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めることとされているが、特段の理由がないにもかかわらず、設計金額を上回る予定価格を設定しているものがあった、契約金額は設計金額を下回っていたが、予定価格の設定に当たっては、適正な事務処理に努められたい。(健康福利課)

・県立学校教職員 VDT 検診及び C 型肝炎ウイルス検査業務 (平成 18 年度)

【意 見】

ア 職員公舎の適正管理について

教職員公舎については、平成 17 年 3 月に策定した教職員公舎の廃止計画に基づき、適正管理に取り組んでいるところであるが、公舎の多くは建築年度が古く、また、交通の利便性の向上などにより、入居率は低下傾向にあり、平成 19 年 4 月 1 日現在の入居率は 57.0%となっている。

このため、

(7) 関係部局と定期的に公舎の入居状況や計画の進捗状況などの情報の共有化を図り、その都度、所管換えや廃止を行うこと。

(4) 総務部と公舎の相互利用を進めるとともに、両部局で管理する公舎の一元的管理を行うこと。など、公舎の有効活用に向けて積極的に取り組む必要がある。

[第3 参考資料：資料番号3参照]

イ 広島県高等学校等奨学金の収入未済に対する取組について

広島県高等学校等奨学金については、償還金の平成18年度調定額1,646万円余に対し、収入未済額は271万円余であり、滞納の割合が16.5%と高くなっている。

また、平成17年度から日本学生支援機構（旧日本育英会）の高校奨学金事業が県へ移管され、平成20年度から償還が始まることから、債権管理に係る事務量の増大が見込まれている。

教育委員会では、奨学金に係る業務について、平成20年度から、返還業務及び法的措置を除く債権管理業務を外部委託することを検討しているが、法的措置については、今年度から税務室に設置された「債権回収指導担当」などと十分連携の上、教育委員会において確実に実施する必要がある。

ウ 長期継続契約の競争性の向上について

県立学校における平成18年度の長期継続契約の事務処理については、平成18年3月6日付けで、学校運営費の年間計画額の提示をもって進めるよう学校経営課長から各県立学校長に対し通知しており、また、県立学校の監査において、年度末に長期継続契約の準備をしていた事例が見受けられた。

長期継続契約は、業者決定から業務開始までの間に業者が準備期間を確保することにより、業者間の競争性を高めることなどを期待するものであり、入札を実施する場合は、業務開始の1か月程度前には入札日を設定することとされている。

このため、長期継続契約の競争性の向上が図れるよう、長期継続契約に係る地方機関への予算内示は、予算案決定後、速やかに行うとともに、内示後、速やかに契約が締結できるよう地方機関を指導する必要がある。

エ 学校諸費会計の取扱事務の指導・監督について

県立学校の監査において、学校諸費会計等の取扱事務について、点検者及び監査実施者が定められていない事例や毎月実施することとされている収支状況の点検が遅延していた事例、校長に監査の状況を文書により報告していなかった事例など、学校諸費会計取扱要綱（以下「取扱要領」という。）に定められた事務処理が適切に行われていない事例があった。

取扱要領は、学校諸費会計等の適正かつ効率的な執行及び管理を図るため、その基本的事項を定めたものであることから、取扱要綱に沿った事務処理を徹底するよう、指導監督を強化する必要がある。

22 埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務

イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号

ウ 職員数 専任職員なし（兼務職員6人）（平成19年4月1日現在）

エ 主な事業実績（平成18年度）

- ・ 埋蔵文化財の分布調査
- ・ 出土遺物の保存処理 201点、出土遺物等の貸出 4,106点
- ・ 市町職員の発掘調査技術研修
- ・ 農業基盤整備事業地内遺跡発掘調査

- ・ 出土遺物, 写真資料, 図書資料の収集・保存
- ・ 県立埋蔵文化財センター施設管理

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

23 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防, 鎮圧及び捜査, 被疑者の逮捕, 交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部32課1室1所6隊1,502人(平成19年4月1日現在)

部名	課名等
総務部	総務課, 広報課, 会計課, 施設課, 装備課, 情報管理課
警務部	警務課, 人材育成課, 警察安全相談課, 厚生課, 監察官室, 留置管理課
生活安全部	生活安全企画課, 少年対策課, 生活環境課
地域部	地域課, 通信指令課, 自動車警ら隊, 鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課, 捜査第一課, 捜査第二課, 捜査第三課, 組織犯罪対策課, 捜査第四課, 薬物銃器対策課, 鑑識課, 機動捜査隊, 科学捜査研究所
交通部	交通企画課, 交通規制課, 交通指導課, 運転免許課, 運転教育課, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊
警備部	公安課, 警備課, 外事課, 機動隊

ウ 主な施策(平成18年度)

「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動の強力な推進
 暴力団等の組織犯罪対策, 歓楽街総合対策の推進
 暴走族・非行少年グループ総合対策の推進
 悪質重要犯罪の徹底検挙
 安全かつ快適な交通の確保
 総合的テロ対策の推進
 災害等突発重大事案対策の推進
 被害者対策・適切な相談業務の推進
 県民の要望にこたえる治安基盤の確立

エ 本庁重点監査項目

- (ア) 長期継続契約の締結状況について
- (イ) 職員公舎の適正管理について
- (ウ) 公共工事のコスト縮減について
- (エ) 物品購入契約に係る競争性の発揮について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において, 長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成18年7月)
放置違反金(交通指導課)	840人 12,694,932円	—

【意見】

ア 職員公舎の適正管理について

警察官の独身寮は、現在13棟403室あるが、そのうち6畳の部屋に2人が入居しているものが6棟99室あり、警察官の住環境の改善は急務だと考える。

警察本部においては、これまで知事部局から独身寮等の移管を受けるなど改善の努力をしてきているが、未だに多数の複数入居が残っていることから、複数入居の解消に向け、早急な対応を行う必要がある。

[第3 参考資料：資料番号3参照]

イ 物品購入契約に係る競争性の発揮について

制服等の貸給与品のほとんどは、1回ごとに発注品目ごとに数量を定め、指名競争入札や随意契約により調達している。

平成18年度は、135品目について約3億485万円余の調達を行っており、このうち76品目は年1回の発注となっているが、残りの59品目については、人事異動等に合わせて年に2～4回の発注となっている。

これら複数回にわたって調達するものについては、契約における競争性の向上と事務手続き簡素化を図るため、一般競争入札による単価契約により調達することを検討する必要がある。

※「単価契約」

物品の売買契約等において、あらかじめ数量を確定できないものについて単価を定め、一定期間内の購入数量等に応じた金額を支払うことを内容とする契約。

[第3 参考資料：資料番号10参照]

ウ システム整備における競争性の向上について

交通管制上位システムの整備に当たり、機器の賃貸借契約（契約期間5年間）を締結した後に機器の設置工事契約を締結するという方法により契約を行っていた。

このうち、賃貸借契約については、一般競争入札により業者を決定していたが、設置工事契約については、予定価格が2億円を超える契約であったが、賃貸借した機器を設置できる業者は1社しかないとの理由から、その業者と随意契約を行っていた。

このような場合には、1回の契約手続で機器の賃貸借と設置工事のトータルコストを比較して業者を決定するなど、契約における競争性の向上を図る方法を検討する必要がある。

※「交通管制上位システム」

信号情報、情報提供、総括管理、道路管理者等への情報交換の4点についてコンピューターにより管理するためのシステム

(3) 付記

犯罪被害者支援活動の広報について

犯罪被害者等への対応については、平成8年に「広島県警察における被害者対策推進要綱」を制定し、警察職員による付き添い、被害者への情報提供、捜査過程における二次的被害の防止及び軽減、被害者の精神的被害回復への支援、被害者の安全の確保、被害者のニーズへの対応などの各種支援を実施しているほか、民間被害者等支援団体「社団法人広島被害者支援センター」と連携した各種活動を実施している。

平成19年5月に発表された内閣府の「犯罪被害者等に関する意識調査」では、一般の人が思っているほど、犯罪被害者等は支援を受けているとは思っていないとのアンケート結果が出ていることから、犯罪被害

者支援に対する広報活動に努めるとともに、民間被害者等支援団体とも協力して、犯罪被害者への支援に一層取り組んでいただきたい。

24 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 広島市南区霞一丁目3番53号
- ウ 組織体制 6課(庶務課, 会計課, 教務課, 体練課, 学生課, 現任課)
- エ 職員数 248人(平成19年4月1日現在)
- オ 主な事業実績(平成18年度)
 - ・教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校 教養	職場 実習	実践 実習	回数	人員
採用 時教 養	初任科	大学卒	6か月	4か月	—	2	215
		その他	10か月	4か月	—	2	116
	初任補修科	大学卒	2か月	—	3か月	3	185
		その他	3か月	—	4か月	2	93
	一般職員初任科		2週間	—	—	3	37
小 計			—			12	646
任用 時教 養	巡査部長任用科		12日間			2	55
	警部補任用科		12日間			2	53
	部門別任用科		14～28日間			4	104
各種専科			3～18日間			36	596
小 計			—			44	808
合 計			—			56	1,454

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 監査委員事務局

(1) 機関の概要

- ア 監査委員 4人
- イ 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査, 例月出納検査, 住民監査請求及び外部監査に関する事務
- ウ 組織体制 21人(平成19年4月1日現在)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

26 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

- ア 委 員 3人
- イ 事務局の概要
 - (ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務

給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告、職員の競争試験及び選考に関する事務

職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(1) 組織体制 2室18人（平成19年4月1日現在）

室名：総務審査室、公務員室

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

第3 参考資料

監査の結果等参考資料

資料番号

1

<p>本庁重点 監査項目</p>	<p>補助金の有効性等について (ブロードバンド基盤整備促進事業, 地域中小企業支援センター事業費補助事業, 農業外企業参入促進事業, 広島空港集客圏拡大対策事業)</p>
<p>監査対象機関</p>	<p>総務部, 商工労働部, 農林水産部, 空港港湾部</p>
<p>監査の結果等</p>	<p>※ () 内は, 対象部局</p>
<p>1 監査の結果</p> <p>【指摘事項】 特に指摘すべき事項はなかった。</p> <p>【意見】 (商工労働部) 地域中小企業支援センター事業費補助事業 地域中小企業支援センター事業費補助金は, 「中小企業者等の創意ある発展向上を促進し, もって, 地域の振興と活性化に寄与する。」ことを目的として, センターを設置する商工会議所に交付している。 センターでは創業や経営革新の指導等を行っており, 平成 18 年度の創業件数は, 5 つのセンターで 43 件と, 「元気挑戦プラン」に掲げた目標に近い創業件数となっているが, 地域の振興と活性化に寄与するためには, 創業後, 事業が継続されることが重要であることから, 創業後の活動状況を把握し, 補助金の有効性を検証する必要がある。</p> <p>2 付 記</p> <p>(総務部) ブロードバンド基盤整備促進事業 広島県総合計画「元気挑戦プラン」実施計画(平成 18 年度～20 年度)は, 施策の「めざす姿」を明らかにするとともに, 施策や事業の進行管理のために参照する指標を設定している。 このうち, 「身近に情報通信技術を活用できる仕組みづくり」では, 「県民が等しく容易に情報ネットワークに接続し, 必要な情報やサービスを手軽に利用できる情報ネットワーク社会の実現」を「めざす姿」とし, 「県内ブロードバンド環境整備率」を平成 20 年度に 100%とすることを事業指標としている。 この実現に向け, 情報政策室では, 単県補助事業として「ブロードバンド基盤整備促進事業」を実施しているが, 「県内ブロードバンド環境整備率」は, NTTの固定電話交換局単位において, ブロードバンドサービスが提供される局舎数により算出するものであり, 「県内ブロードバンド環境整備率」が 100%になっても, ブロードバンドサービスを利用できない地区は残る。 このため, 引き続き, 国や市町と連携を図り, 県内どこに住んでもブロードバンドサービスが利用できる環境の整備に努めていただきたい。</p> <p>(農林水産部) 農業外企業参入促進事業 優れた経営ノウハウや資本力を有する農業外企業による農業参入は, 新たな産地づくり, 担い手の育成・確保, 新規雇用の創出, ひいてはUターンやIターンなどによる中山間地域の活性化といった様々な効果が期待されるもので, 県は, 平成 27 年度で 68 社の参入目標を掲げ重点的に取り組んでおり, 平成 18 年度までに 19 社が参入したところである。 従来, 農業生産法人以外の企業の農地利用は制限されていたが, ここ数年来, 遊休地や耕作放棄地となるおそれが高い農地についてリースによる利用が可能となり, 更に, 一般農地への拡大も検討されている中で, これまで以上に農業参入する企業が見込まれることから, 市町と連携して, 農業外企業参入事業費補助金制度などを積極的にPRし, より一層参入が促進されるよう努めていただきたい。</p>	

事業の概要（背景・現状）

1 ブロードバンド基盤整備促進事業

(1) 補助事業制度の概要

区 分	内 容
事業名	ブロードバンド基盤整備促進事業
創設年度	平成 18 年度（～平成 19 年度）
事業目的	ITの恩恵を早期に県民が等しく享受できるよう、また、U J I ターンを促進する環境整備として、県内全域におけるブロードバンド基盤の整備を図る。
対象事業	市町が、民間事業者が行う ADSL サービス又は FWA サービス展開に係る施設・設備整備費の一部を負担することにより、民間によるブロードバンドサービス展開の誘致を行う事業
補助対象経費	対象事業に要する市町負担額で、県が適当と認めるもの
補助額の算定	補助対象経費の 1 / 2 以内
補助金の交付先	市町（広島市を除く。）
根拠規程	・ブロードバンド基盤整備促進事業補助金交付要綱 ・ブロードバンド基盤整備促進事業実施要領

注 ブロードバンド：大容量のデータを高速で通信する技術（広帯域通信）の総称

(2) 平成 18 年度予算・補助実績

予 算		実 績	
事業数	補助金額	事業数	補助金額
(3市町)	91,000 千円	3市町（7局舎）	38,712 千円
		廿日市市（1局舎）	19,000 千円
		安芸高田市（4局舎）	5,350 千円
		安芸太田町（2局舎）	14,362 千円

(3) 事業成果・目標達成状況

ア 事業成果

平成 18～19 年度で、5 市町（13 局舎）でブロードバンドの提供が可能となる予定

イ 数値目標

区 分	数値目標（目標年度）	平成 19 年 4 月 1 日現在
県内ブロードバンド環境整備率	100%（H20）	86.6%

注 県内ブロードバンド環境整備率は、県内の NTT 固定電話局舎（217 局）単位において、ブロードバンドサービスの提供が行われている局舎数により算出した率である。

(4) 県内ブロードバンド環境の整備状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

FTTH サービス提供局舎	67
CATV サービス提供局舎	12
FWA サービス提供局舎	2
ADSL サービス提供局舎	107
未提供局舎	29
計	217

FTTH：光ファイバーケーブルによる通信サービス

超高速通信サービスの提供が可能

CATV：同軸ケーブルによりサービスを提供するテレビ放送システム

付加機能として、高速なインターネット接続サービスの提供が可能

FWA：無線技術を利用した通信技術

高速通信サービスの提供が可能

ADSL：既存の電話線を利用した通信サービス

高速通信サービスの提供が可能

利用できる距離に制限有り（最大で 5km 程度）

2 地域中小企業支援センター事業費補助事業

(1) 補助事業制度の概要

区 分	内 容
事業名	地域中小企業支援センター事業費補助事業
創設年度	平成 11 年度
事業目的	地域経済社会の新たな活力となる創業予定者や地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている中小企業者等の創意ある向上発展を促進し、もって、地域の振興と活性化に寄与する。
対象事業	地域中小企業支援センター事業 ・創業・経営革新等指導事業～コーディネーターの配置、アドバイザーの派遣など ・新事業活動促進事業～新事業シーズ発掘活動、セミナー等の開催
補助対象経費	対象事業を実施するために必要な経費
補助額の算定	補助対象経費の2/3以内
補助金の交付先	商工会議所（地域中小企業支援センター設置者）
根拠規程	・地域中小企業支援センター事業費補助金交付要綱 ・地域中小企業支援センター事業実施要領

(2) 平成 18 年度予算・補助実績

予 算		実 績	
事業数	補助金額	事業数	補助金額
5センター (呉尾道福山三次東広島)	28,926 千円	5センター (呉尾道福山三次東広島)	25,058 千円

(3) 平成 18 年度の事業成果・目標達成状況

ア 事業成果

- ・創業・経営革新等指導事業 相談件数 1,356 件，専門家派遣 73 件
- ・新事業活動促進事業 創業件数 43 件，第二創業件数 7 件，経営革新 21 件

イ 数値目標

区 分	数値目標	平成 18 年度末	達成率
創業件数	160 件（累計） (H18-20)	55 件 (広島県中小企業・ベンチャー 支援センター分を含む。)	34.4%

3 農業外企業参入促進事業

(1) 補助事業制度の概要

区 分	内 容
事業名	農業外企業参入促進事業
創設年度	平成 18 年度
事業目的	産業として自立できる農業構造の確立を図るため、新たな産地づくり、担い手の育成・確保、新規雇用の創出、中山間地域の活性化といった様々な効果が期待される農業外企業の農業参入を促進する。
対象事業	異業種からの農業参入を促進するため、新たに農産物の生産を行う企業を支援する事業
補助対象経費	新たに農産物の生産を行う企業が策定し、知事が承認した農業参入計画に基づき機械・施設等を導入する場合に、市町が補助するのに要する経費
補助額の算定	補助対象経費の2/9以内
補助金の交付先	市町（広島市を除く。）
根拠規程	・広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱 ・農業外企業参入促進事業実施要領

(2) 平成 18 年度予算・補助実績

予 算		実 績	
事業数	補助金額	事業数	補助金額
(1 町)	100,000 千円	1 町	45,856 千円
		北広島町	45,856 千円

(3) 平成 18 年度の事業成果・目標達成状況

ア 事業成果

- ・約 5ha の遊休農地（遊休見込み農地を含む。以下同じ。）が解消された。
 ※平成 20 年度には、約 20ha の遊休農地が解消される予定
- ・9 人の雇用（うち、地元雇用が 8 人）が創出された。

イ 農業外企業法人の農業参入状況

（単位：社，ha）

年度	～H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	目標(H27)
参入企業数	(3)	1	2	1	0	0	12	68 社
(累計)	3	4	6	7	7	7	19	
経営面積	(31.6)	4.9	1.9	1.5	0	0	40.6	—
(累計)	31.6	36.5	38.4	39.9	39.9	39.9	80.5	—

注 1 農業外企業法人の参入数には、この補助金の対象とならない企業も含む。

注 2 参入母体企業の業種は、建設業が 12 社、食品関係が 3 社、その他が 4 社となっている。

注 3 参入企業の形態は、農業生産法人設立が 13 社、農業外企業のままが 6 社である。

4 広島空港集客圏拡大対策事業

(1) 補助事業制度の概要

区 分	内 容
事業名	広島空港集客圏拡大対策事業
創設年度	平成 18 年度
事業目的	広島空港国際線の利用促進を図る。
対象事業	広島空港の集客圏の拡大を図るため、広島県空港振興協議会が実施する事業 ・海外旅行商品造成支援事業 ～広島空港を利用した海外旅行パンフレットの作成支援 ・送客バス等借上経費助成事業～県外と広島空港の間を送迎するバス等の借上経費助成
補助対象経費	広島県空港振興協議会が対象事業を実施する旅行会社に対して支出する助成金
補助額の算定	補助対象経費の 1 / 2 以内
補助金の交付先	広島県空港振興協議会
根拠規程	広島空港集客圏拡大対策事業補助金交付要綱

(2) 平成 18 年度予算・補助実績

予 算		実 績	
事業数	補助金額	事業数	補助金額
海外旅行商品 200 件 送客バス等 542 台	17,905 千円	海外旅行商品 150 件 送客バス等 42 台	6,543 千円

(3) 平成 18 年度の事業成果・目標達成状況

ア 事業成果

区 分	平成 18 年度	平成 17 年度	対前年比増減
国 内 線	2,987 千人	2,966 千人	21 千人 (100.7%)
国 際 線	352 千人	312 千人	40 千人 (112.9%)
合 計	3,339 千人	3,278 千人	61 千人 (101.9%)

イ 数値目標

区 分	数値目標	平成 18 年度	達成率
広島空港利用者数	3,540 千人	3,339 千人	94.3%

注 H17 年度までの数値目標は「国際線利用者数 500 千人」であったが、平成 18 年度からは、「広島空港利用者」を数値目標として設定

監査の結果等参考資料

資料番号

2

本庁重点 監査項目	長期継続契約の締結状況について
監査対象機関	全部局
監査の結果等	※（ ）内は、対象部局
<p>監査の結果</p> <p>【指摘事項】 特に指摘すべき事項はなかった。</p> <p>【意見】 (総務部) 施設管理業務を委託する場合の業務の仕様と委託費の積算については、平成19年から「施設管理業務委託事務処理要綱」により、財産管理室が定めた仕様書と積算基準によることとされたが、平成19年度の財産管理室における施設管理業務の委託契約の状況を見ると、ほとんどの契約で設計金額と契約額が著しく乖離していた。 また、地方機関の監査においても、同様の事例が見受けられた。 このため、施設管理業務委託契約の状況について、地域の状況や発注単位など細かく分析した上で、必要に応じて積算基準の見直しを検討する必要がある。</p>	

事業の概要（背景・現状）

1 広島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（以下「条例」という。）について

公布日・施行日：平成17年10月11日

(1) 条例の内容

地方自治法及び自治法施行令の改正に伴い、新たに次の契約についても長期継続契約として契約を締結することが可能となった。

ア 機械、器具その他物品を借り入れる契約であって、商慣習上契約期間が1年を超えるもの

- リース契約又は長期レンタル契約により借り入れるもの

事務用機器（印刷機、シュレッダー等）、OA機器（パーソナルコンピューター、複写機等）、通信機器（ファクシミリ等）

イ 庁舎管理に係る業務委託契約その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要があるもの

- 庁舎清掃業務、空調設備保守管理業務、給食業務、システム保守業務等

(2) 条例の趣旨

ア 複数年の契約により、長期の契約による割引、相手方の技術の蓄積による業務の効率化、サービスの質の向上等の経済的・質的に有利な契約が期待できる。

イ 翌年度以降の予算として議会で議決される前の契約が可能であり、当初予算成立前でも入札の執行・契約の締結ができる。このため、4月1日から業務開始の契約について、一般競争入札を導入したり、落札から業務開始まで業者が準備する期間を確保することができるため、業者間の競争性を高めることが期待できる。

2 財産管理室における要綱の制定、通知について

(1) 施設管理業務委託事務処理要綱について

- ・ 要綱の施行 平成 19 年 1 月 1 日
- ・ 要綱の趣旨
県が所有する又は管理する建築物及びこれに付帯する設備、敷地、植栽等の管理業務を委託する場合の事務処理については、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号。）、その他別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- ・ 要綱の主要内容
要綱等の適用除外、発注方法（原則条件付き一般競争入札）、長期継続契約の標準年数 等

(2) 施設管理業務委託の事務処理についての総務部財務局財産管理室長通知について

- ・ 通知年月日 平成 18 年 12 月 15 日
- ・ 通知の内容
業務別の標準仕様書、業務別の積算基準、労務単価等通知、その他（条件付一般競争入札の条件、エレベーターの契約方式の選択基準、構内交換設備保守点検を行う対象施設、衛生管理技術者の選任 等

3 平成 19 年度の財産管理室における施設管理業務の契約額と設計金額の割合について

設計金額/契約金額	契約件数
100%以下～90%以上	1
90%未満～80%以上	1
80%未満～70%以上	2
70%未満～60%以上	1
60%未満～50%以上	2
50%未満	2
合 計	9

監査の結果等参考資料

資料番号

3

本庁重点 監査項目	職員公舎の適正管理について
監査対象機関	総務部, 福祉保健部, 公営企業部, 教育委員会事務局, 警察本部
監査の結果等	※ () 内は, 対象部局
<p>監査の結果</p> <p>【指摘事項】 特に指摘すべき事項はなかった。</p> <p>【意見】</p> <p>(総務部)</p> <p>職員公舎については、「県職員公舎見直し計画」(平成18年2月策定)に基づき、公舎の集約と有効活用、使用料の適正化及び維持管理コストの縮減に取り組んでいるところであるが、公舎の多くは建築年度が古く、また、新規採用者の減、交通の利便性の向上など、公舎を取り巻く環境の変化により、入居率は低下傾向にある。</p> <p>平成19年4月1日現在の入居率は、知事部局(財産管理室所管分)は67.4%、教育委員会は57.0%、警察本部は90.1%となっており、このうち単身者用については、知事部局(財産管理室所管分)は51.0%、教育委員会は61.3%、警察本部は96.3%となっているなど、依然として部局間のアンバランスは解消されておらず、公有財産として十分に効率的な活用がされているとはいえない状況にある。</p> <p>このため、</p> <p>(ア) 関係部局と定期的に公舎の入居状況や計画の進捗状況などの情報の共有化を図り、その都度、所管換えや廃止を行うこと。</p> <p>(イ) 教育委員会事務局と公舎の相互利用を進めるとともに、両部局で管理する公舎の一元的管理を行うこと。</p> <p>など、公舎の有効活用に向けて積極的に取り組む必要がある。</p> <p>また、公舎を取り巻く環境も変化していることから、将来の公舎のあり方について、全庁的な視点で検討する必要がある。</p> <p>(教育委員会事務局)</p> <p>教職員公舎については、平成17年3月に策定した教職員公舎の廃止計画に基づき、適正管理に取り組んでいるところであるが、公舎の多くは建築年度が古く、また、交通の利便性の向上などにより、入居率は低下傾向にあり、平成19年4月1日現在の入居率は57.0%となっている。</p> <p>このため、</p> <p>(ア) 関係部局と定期的に公舎の入居状況や計画の進捗状況などの情報の共有化を図り、その都度、所管換えや廃止を行うこと。</p> <p>(イ) 総務部と公舎の相互利用を進めるとともに、両部局で管理する公舎の一元的管理を行うこと。</p> <p>など、公舎の有効活用に向けて積極的に取り組む必要がある。</p> <p>(警察本部)</p> <p>警察官の独身寮は、現在13棟403室あるが、そのうち6畳の部屋に2人が入居しているものが6棟99室あり、警察官の住環境の改善は急務だと考える。</p> <p>警察本部においては、これまで知事部局から独身寮等の移管を受けるなど改善の努力をしてきてはいるが、未だに多数の複数入居が残っていることから、複数入居の解消に向け、早急な対応を行う必要がある。</p>	

事業の概要（背景・現状）

1 職員公舎の設置及び入居状況（平成19年4月1日現在）

（単位：戸・％）

所 属		設置戸数 a	入居戸数 b	空戸数	うち入居停止 c	入居率 b/a	備 考
所 属 長 ・ 世 帯 用	総務部	1,081	838	243	0	77.5	財産管理室所管分
	福祉保健部	70	59	11	0	84.3	病院事業関係分
	公営企業部	39	34	5	0	87.2	水道事業関係分
	教育委員会	562	310	252	112	55.2	
	警察本部	2,081	1,851	230	21	88.9	
	合 計	3,833	3,092	741	133	80.7	
単 身 者 用	総務部	670	342	328	0	51.0	
	福祉保健部	55	49	6	0	89.1	
	公営企業部	0	0	0	0	-	
	教育委員会	243	149	94	17	61.3	
	警察本部	403	388	15	0	96.3	
	合 計	1,371	928	443	17	67.7	
合 計	総務部	1,751	1,180	571	0	67.4	
	福祉保健部	125	108	17	0	86.4	
	公営企業部	39	34	5	0	87.2	
	教育委員会	805	459	346	129	57.0	
	警察本部	2,484	2,239	245	21	90.1	
	合 計	5,204	4,020	1,184	150	77.2	

2 職員公舎の見直し計画等

所 属	計 画 名	計画期間
総務部	県職員公舎見直し計画	H17～H21年度
福祉保健部	なし	
公営企業部	なし	
教育委員会	教職員公舎の廃止について	H17～H19年度
警察本部	第三次職員宿舎整備5カ年計画	H16～H20年度

3 警察本部における独身寮の状況

所在地	独身寮の名称	1部屋当 りの広さ(畳)	戸数 (戸)	入居数 (戸)	うち複数入 居数(戸)	入居数 (人)	空室数 (戸)	入居率 (%)	
広 島 市	メイプル吉島	約7.0	39	38	0	38	1	97.4	
	圭 冠 寮	北寮	6.0	52	52	33	85	0	100.0
		中寮	6.0	42	42	19	61	0	100.0
		南寮	6.0	42	42	13	55	0	100.0
		計	—	136	136	65	201	0	100.0
	光南寮	6.0	28	27	0	27	1	96.4	
呉市	若竹寮	6.0	17	17	11	28	0	100.0	
東 広 島	西条町職員ハウス	約9.0	24	24	0	24	0	100.0	
	西条町職員ハウス2号	約9.0	8	8	0	8	0	100.0	
	西条町職員ハウス3号	約9.0	8	8	0	8	0	100.0	
尾道	若潮寮	4.5	36	29	0	29	7	80.6	
福 山 市	若芦寮	6.0	52	51	15	66	1	98.1	
	若芦第2寮	6.0	13	13	8	21	0	100.0	
	ユースフル福山	約7.0	42	37	0	37	5	88.1	
合 計	13棟	—	403	388	99	487	15	96.3	

監査の結果等参考資料

資料番号

4

本庁重点 監査項目	公用車の適正配置について
監査対象機関	関係部局
監査の結果等	※()内は、対象部局
<p>監査の結果</p> <p>【指摘事項】 特に指摘すべき事項はなかった。</p> <p>【意見】 (総務部) 平成19年度4月1日現在の公用車の台数は、知事部局全体で790台で、このうち地域事務所分は524台となっており、平成16年度に比べそれぞれ285台、274台削減されている。 しかし、地域事務所の公用車の稼働率は平成16年度は49.4%、平成18年度は52.9%とほとんど改善されていない。 地域事務所の公用車については、平成18年11月に、総務部長外3部長連名で、稼働率60%を目安に、引き続き配置・使用の見直しを行うことなどを通知しているが、稼働率の改善は進んでいないことから、総務部において、地域事務所に配置されている公用車の利用状況を個別に確認するとともに、市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた更なる削減を指導する必要がある。</p> <p>(農林水産部) 平成18年度に組織再編された農業技術指導所において、公用車の稼働率が低い機関が見受けられた。 稼働率の低い機関については、配置されている公用車の利用状況を個別に確認し、削減を指導する必要がある。</p>	

事業の概要（背景・現状）

1 公用車の台数の年次推移

(単位：台)

	H15	H16 (A)	H17	H18	H19 (B)	B-A
知事部局計	1,081	1,075	895	864	790	△285
本庁	56	44	44	43	46	2
地域事務所	796	798	635	581	524	△274
地方機関	229	233	216	240	220	△13
公営企業部計	33	33	31	31	31	△2
本庁	6	6	6	6	6	0
地方機関	27	27	25	25	25	△2
教育委員会計	28	26	28	26	25	△3
本庁	3	3	4	3	3	0
地方機関	25	23	24	23	22	△3
議会事務局	5	5	5	5	4	△1
計	1,147	1,139	959	926	850	△289

注：H15の台数は7月1日現在、H16～H19の台数は4月1日現在

2 公用車の稼働率の年次推移

(単位：%)

	H15	H16 (A)	H17	H18 (B)	B-A
知事部局					
本庁	50.9	57.2	60.5	62.1	4.9
地域事務所	49.0	49.4	52.8	52.9	3.5
地方機関	…	42.8	48.3	50.9	8.1
公営企業部					
本庁	52.3	52.5	52.5	57.2	4.7
地方機関	44.6	37.3	38.7	48.1	10.8
教育委員会					
本庁	56.3	60.1	68.8	70.4	10.3
地方機関	…	28.8	29.9	31.5	2.7
議会事務局	68.0	54.2	63.7	61.1	6.9
計	47.9	…	…	52.7	

注1：H15の稼働率は、公用車を5台以上保有している機関の稼働率（教育委員会を除く。）

2：H16、H17の公営企業部の地方機関及び教育委員会の稼働率は単純平均

3 平成18年度の農業技術指導所の公用車の台数及び稼働率

(単位：台、%)

所名	台数	稼働率
西部農業技術指導所	21	40.2
西部農業技術指導所（芸北駐在）	6	55.0
東部農業技術指導所	21	61.2
北部農業技術指導所	16	43.7

4 参 考

- (1) 調査対象とした公用車は、普通自動車、小型自動車、普通貨物車、小型貨物車及び軽乗用車である。（県立学校は除く。）
- (2) 稼働率とは、稼働日数（土曜日、日曜日等の休日を除いた日数に公用車を使用した休日を加えた日数）に対する公用車の稼働日の割合をいう。

監査の結果等参考資料

資料番号	5
------	---

本庁重点 監査項目	公共工事のコスト縮減について
監査対象機関	全部局（会計管理局，議会事務局，監査委員事務局，人事委員会事務局除く。）
監査の結果等	※（ ）内は，対象部局
<p>監査の結果</p> <p>【指摘事項】 特に指摘すべき事項はなかった。</p> <p>【意見】 (土木部) 公共工事のコスト縮減については，平成 16 年 3 月に策定された「広島県公共工事コスト縮減プログラム」（平成 16 年度～20 年度実施）に基づいて取り組んでいるが，プログラムに掲げた目標を達成するためには，職員一人ひとりのコスト意識の一層の向上と，組織的な取り組みが必要である。 しかし，各地域事務所の建設局・支局及び港湾振興局（以下「建設局等」という。）において，コスト縮減検討会の対象工事があるにもかかわらず検討会を開催していない建設局等や，コスト縮減算定表の作成率も建設局等の間で開きがあった。このため，コスト縮減検討会の開催及びコスト縮減額の算出等の徹底を指導する必要がある。 また，計画・設計段階におけるコスト縮減額の算出は任意作成となっているため，コスト縮減額を算出していない建設局等があるが，コスト縮減額の効果が大きい計画・設計段階でのコスト縮減額の算出についても同様に指導する必要がある。</p>	

事業の概要（背景・現状）

1 全体の状況

現下の厳しい財政状況の中で着実な社会資本整備を進めていくために，平成 16 年 3 月に「広島県公共事業コスト縮減プログラム」を策定した。

当プログラムでは，従来の工事コストの縮減を着実に推進するとともに，具体的な目標を掲げ，コスト縮減の効果が高い計画・設計段階での施策や設計・積算の再点検，維持管理費に至るまでのトータルコストの低減など総合コストの縮減を図ることとしている。

(1) 「広島県公共事業コスト縮減プログラム」の目標

重点目標	平成 16 年～平成 18 年度までの 3 年間で平成 15 年度に対し，総合コスト 10%の縮減を図る。
全体目標	平成 16 年～平成 20 年度までの 5 年間で平成 15 年度に対し，総合コスト 15%の縮減を図る。

(2) 取組実績

区 分	全体工事金額（縮減前）	コスト縮減額	コスト縮減率
平成 18 年度	109,276,944 千円	10,096,222 千円	9.2%

注 取組実績は，総務部，農林水産部，土木部，都市部，空港港湾部，公営企業部の合計である。

2 各部局の取組方法

各部独自の基準により，工事発注時に「コスト縮減算定表」を作成し，縮減額を計上している。

また，計画・設計段階においてもコスト縮減検討会等に諮り，その検討結果を保存・管理し，工事発注時に確実に反映させることとしている。

コスト縮減算定表の作成基準

総務部	農林水産部	土木部・都市部・ 空港港湾部	公営企業部
・設計金額5千万円以上の全ての工事 ・設計金額3千万以上5千万円未満の一部の工事	【漁港事業以外】 ・設計金額3千万円以上の全ての工事 【漁港事業】 ・設計金額1億円以上の全ての工事 ・設計金額5千万円以上1億円未満の3割程度の件数	【港湾事業以外】 ・設計金額5千万円以上の全ての工事 ・設計金額3千万円以上5千万円未満の3割程度の件数 【港湾事業】 ・設計金額1億円以上の全ての工事 ・設計金額5千万円以上1億円未満の3割程度の件数	・設計金額1千万円以上の全ての工事

注 なお、コスト縮減に取り組む対象は、工事規模にかかわらず全ての建設工事としている。

3 平成18年度の建設局等におけるコスト縮減検討会の開催及びコスト縮減算定表作成状況

(単位：回,件,%)

機関名	開催回数	コスト縮減算定表作成 (件数)				設計段階 (件数)	
		発注件数	算定表対象件数 a	作成件数 b	b/a (%)	検討件数	コスト縮減額算出件数
広島地域事務所建設局	5	200	41	38	92.7	1	0
広島地域事務所建設局廿日市支局	5	91	19	17	89.5	5	5
呉地域事務所建設局	2	132	38	37	97.4	3	3
芸北地域事務所建設局	1	91	16	12	75.0	1	1
東広島地域事務所建設局	6	126	28	57	203.6	5	2
東広島地域事務所建設局竹原支局	4	103	25	24	96.0	1	1
尾三地域事務所建設局	0	275	45	50	111.1	0	—
福山地域事務所建設局	20	325	38	31	81.6	3	3
備北地域事務所建設局	4	97	26	26	100.0	3	3
備北地域事務所建設局庄原支局	3	98	22	25	113.6	11	6
広島港湾振興局	5	92	22	23	104.5	1	0
合計	55	1,630	320	340	106.3	34	24

4 推進体制の状況

(全 庁)

広島県公共工事コスト縮減推進本部

本部長：副知事

副本部長：土木部長

本部長：各部の部長等（会計管理局,議会事務局,監査委員事務局,人事委員会事務局,労働委員会事務局を除く。）

(各 部)

部 名	本 庁	地方機関
総務部	営繕技術コスト縮減検討会	—
農林水産部	農林水産部公共工事コスト縮減対策検討委員会	各農林局 (支局) 公共事業コスト縮減検討会
土木部・都市部・ 空港港湾部	土木部・都市部・空港港湾部公共工事コスト縮減対策検討委員会	各建設局 (支局・港湾振興局) 公共事業コスト縮減検討会
公営企業部	公営企業部建設工事コスト縮減推進委員会	各事務所審査会
警察本部	広島県警察工事コスト縮減推進本部	—

監査の結果等参考資料

資料番号

6

本庁重点 監査項目	証紙売りさばき人等の指定及び手数料等について
監査対象機関	会計管理局
監査の結果等	<p>1 監査の結果 特に指摘すべき事項はなかった。</p> <p>2 付 記 手数料の納入方法は、現行では、ほとんどの手数料について証紙を貼付することにより納入することとなっている。 証紙制度のメリットは、定められた額の証紙が貼付されていることを確認すれば手数料の確認ができることから、申請手続きの迅速化が図られることなどにあるが、県民の利便性から見ると様々な納入方法がある方が望ましく、教育委員会では、これまで証紙による納入のみとしていた高等学校入学者選抜料について、本年度から納付書による納入もできるように見直している。 会計管理局においても課題として認識し、現在、手数料の納入方法の実態調査を行っているところであるが、県民の利便性の向上や行政コストの縮減のため、見直しについて積極的に関係部局に働きかけていただきたい。</p>

事業の概要（背景・現状）

1 全体の状況

(1) 証紙制度について

県民などが県へ支払いをする際には、その都度、現金で納めるのが原則であるが、収入事務の迅速化や利便性の向上を図るため、現金以外の方法で納めることが認められている。

証紙制度とは、現金以外の納入方法の一つで、県民などが収入証紙を購入して申請書等に貼付することによって、現金による納入の手数が省略できる制度をいう。

(2) 証紙の種類

広島県では次の13種類の証紙を発行している。

1円証紙、5円証紙、10円証紙、50円証紙、100円証紙、200円証紙、300円証紙、400円証紙、500円証紙、1,000円証紙、2,000円証紙、5,000円証紙、10,000円証紙

(3) 平成18年度の状況

ア 販売場所

- ・知事が指定した機関（県立学校など） 66 機関
- ・知事が指定した売りさばき人（県内の市町、（財）広島県交通安全協会など） 28 団体

イ 証紙により納付された額

3,942,986千円

ウ 売りさばき人へ支払った手数料

112,640千円

(参考) 売りさばき手数料率

前年度年間買受実績	手数料率
1億円以下	3.15%
1億円を超え10億円以下	3.098%
10億円を超え20億円以下	2.993%
20億円を超え30億円以下	2.835%
30億円を超える金額	2.625%

エ 平成18年度印刷費及び運送費

9,377千円

監査の結果等参考資料

資料番号

7

本庁重点 監査項目	施設整備における設備の導入方法等について
監査対象機関	総務部
監査の結果等	<p>監査の結果</p> <p>【指摘事項】 特に指摘すべき事項はなかった。</p> <p>【意見】 施設・設備の整備において、営繕室では、施設等の整備後に、建物管理者に対して、引渡書類とその部数を記載した「建物引渡しに伴う関係書類引渡書」で、保証書、建物使用注意事項、竣工図及び完成図書等の関係書類を引き渡し、口頭により施設等の取扱説明を行っている。</p> <p>しかし、特に、単独地方機関の場合、施設・設備に関する専門的知識を有する職員は少なく、口頭による取扱説明では、十分な理解が出来ず、施設等の適切な維持管理が行われないことも懸念される。</p> <p>このため、引渡の方法や内容について統一したマニュアルを作成するとともに、施設・設備の維持管理の方法や留意点等を文書にまとめて引き渡す必要がある。</p> <p>また、施設・設備の維持管理が、適切に行われるよう、施設等の維持管理に関する体系立てた研修の実施を検討していただきたい。</p>

事業の概要（背景・現状）

1 営繕工事の発注・設備の機種決定等

(1) 営繕工事の発注単位及び発注方法

設備工事の設計額が概ね500万円以上となるものについて、次の工事種類単位で分離発注している。

- ・建築一式工事 ・電気設備工事 ・管工事（機械設備工事）
- ・電気通信工事（LAN等） ・機械器具設置工事（昇降機等）

(2) 営繕工事におけるコスト削減の検討状況

5,000万円以上の工事について、設計段階で「営繕技術コスト削減検討会」に付して検討している。また、設備については、ランニングコストに差があるものについてランニングコストも含め検討している。

(3) 設備の機種決定の手順及び方法

- ア 設備機器の性能・仕様を設計図書で示し、請負業者に発注
- イ 請負業者は機種を決定し、県に提案
- ウ 県は、仕様を満たしていることを確認
(設備機器のメーカーを決定して発注することはない。)

2 依頼機関への引渡

(1) 依頼機関への引渡方法及び引渡図書

建物管理者に対して、「建物引渡しに伴う関係書類引渡書」で、鍵、保証書、建物使用注意事項、竣工図及び完成図書等の関係書類の引き渡しを行っている。また、引渡しの際に、口頭で取り扱い説明を実施している。

(2) 広島子ども家庭センター整備時の引渡図書等

建物 関係	完成図書、諸官庁届出書類、原図、二つ折り製本、工事記録写真、防水等保証書、鍵引渡し書、出来形管理図、工事監理図書
設備 関係	完成図書、諸官庁届出書類、原図、二つ折り製本、工事記録写真、取扱説明書、設備台帳、出来形管理図、工事監理図書

注 引渡図書は、監督員立会いのもと、手渡している。

3 参 考

[営繕工事の執行状況]

(単位：件、千円)

関係部局	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
総務・政策企画部	8	378,709	3	41,264	5	352,135
県民生活・環境部	11	254,838	6	88,870	12	245,410
福祉保健部	3	140,631	5	82,583	12	759,440
商工労働部			1	15,624	1	18,821
農林水産部	1	14,343	9	161,301	8	261,954
土木・都市・ 空港港湾部	30	1,163,592	17	603,764	14	636,879
公営企業部	5	53,106	6	120,508	5	59,599
教育委員会	90	5,306,403	66	3,372,224	100	3,659,181
公安委員会	4	677,428			24	1,353,937
合計	152	7,989,050	113	4,486,138	181	7,347,356

注1 契約ベースであり、債務・繰越額は契約年度に含む。

注2 特殊設備工事、小規模修繕、庁舎修繕、技術協力、地域事務所等執行分を除く。

監査の結果等参考資料

資料番号

8

本庁重点 監査項目	試験研究機関における設備使用料，試験検査手数料等について
監査対象機関	政策企画部
監査の結果等	
<p>監査の結果</p> <p>【指摘事項】 特に指摘すべき事項はなかった。</p> <p>【意見】 試験研究機関における設備使用料・依頼試験手数料の額は、それぞれ、積算基準に基づき設定しているが、積算の方法が試験研究機関の間で異なっているものや、積算基準にある事務処理時間と実際の事務処理時間が著しく異なっているものがある。</p> <p>また、相談者等の個別ニーズに応じて行っている技術指導については、現在、無料とされている。</p> <p>政策企画部においては、今年度、設備利用と依頼試験の見直し及び技術指導等の有料化の検討を行うこととしているが、適正な受益者負担と負担に見合った迅速かつ適切な技術支援を行うという観点から、使用料・手数料について実態に即したものとするとともに、技術指導の有料化を検討する必要がある。</p>	

事業の概要（背景・現状）

1 試験研究機関における使用料，手数料等について

試験研究機関の設備を利用し，又は試験等を依頼する者は，使用料又は手数料を納付することとされている。

- 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（抜粋）
第8条

センターの設備を利用し，又はセンターに試験等を依頼する者は，使用料又は手数料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料及び手数料（以下「使用料」という。）の種別及び額は，別表に掲げる種別及び金額を超えない範囲内で知事が別に定める。ただし，同表により難しい使用料等については，実費を基準として知事が定める。

- 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則

2 現地指導について

工業技術センターから現地指導を受ける者は，職員の旅費及び機械器具の運搬費を負担することとされている。

- 広島県立総合技術研究所技術現地指導規則

3 該当試験研究機関

- (1) 設備使用料，試験検査手数料
保健環境センター，食品工業技術センター，西部工業技術センター，東部工業技術センター，
林業技術センター
- (2) 現地指導料
食品工業技術センター，西部工業技術センター，東部工業技術センター

4 設備の使用実績、試験検査等の実績、現地指導の実績

(1) 設備使用実績

(単位：件数、円)

センター名	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	件数	設備使用料	件数	設備使用料	件数	設備使用料
保健環境センター	0	0	0	0	0	0
食品工業技術センター	182	624,650	201	604,750	190	692,070
西部工業技術センター	2,144	4,789,410	3,150	8,809,190	3,827	9,053,110
東部工業技術センター	4,414	5,913,350	3,539	4,543,430	4,378	6,089,690
林業技術センター	235	167,510	147	106,830	471	279,500
合 計	6,975	11,494,920	7,037	14,064,200	8,866	16,114,370

(2) 試験検査実績

(単位：件数、円)

センター名	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	件数	試験検査手数料	件数	試験検査手数料	件数	試験検査手数料
保健環境センター	40	405,600	40	405,600	40	405,600
食品工業技術センター	606	3,212,230	537	2,678,070	339	2,047,170
西部工業技術センター	3,636	8,508,910	3,588	8,559,360	3,006	7,448,980
東部工業技術センター	3,717	9,185,370	4,460	11,802,830	3,196	8,518,840
林業技術センター	170	929,270	196	457,760	208	624,910
合 計	8,169	22,241,380	8,821	23,903,620	6,789	19,045,500

(3) 現地指導実績

(単位：件数、円)

センター名	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	件数	費用弁償	件数	費用弁償	件数	費用弁償
食品工業技術センター	70	264,798	67	205,430	51	147,686
西部工業技術センター	20	141,518	12	49,184	14	132,476
東部工業技術センター	17	41,102	17	46,286	7	22,704
合 計	107	447,418	96	300,900	72	302,866

注 「費用弁償」は、現地指導のために派遣する職員の旅費及び機械器具の運搬費

5 県立試験研究機関の総合見直し計画（平成 19 年 3 月策定）（抜粋）

○ 事務事業の見直し

依頼試験、設備利用等の事務事業について、適正な受益者負担と負担に見合った迅速かつ適切な技術支援を行うとの考え方にに基づき、平成 19 年度中に必要な検討を行い、方針を示す。

監査の結果等参考資料

資料番号 9

本庁重点 監査項目	農業技術大学の卒業生の就農状況等運営状況について
監査対象機関	農林水産部
監査の結果等	<p>監査の結果</p> <p>【指摘事項】 特に指摘すべき事項はなかった。</p> <p>【意見】 農業の担い手を育成するために設立された農業技術大学の養成部門（修業年限2年）の最近10年間の入学者数は、1学年定員50人に対して平均すると20人程度と少なく、また、卒業生の就農率の平均も約30%と低いことから、設置目的を十分に果たしているとはいえない状況である。</p> <p>大学校では、「産業として自立した農業者育成のための、県民ニーズに即応した魅力ある研修システム」をコンセプトとしてカリキュラムなどを大幅に見直し、平成18年度から実施しているが、入学者数、就農者数ともに十分な成果が挙がっていないことから、高等学校等への働きかけなどPRの充実に努めて入学者の増加を図るとともに、市町や今後の就農者の受け皿となる集落農場型農業生産法人及び農業参入した農業外企業等とより一層連携して就職先を確保するよう取り組む必要がある。</p>

事業の概要（背景・現状）

1 農業技術大学の主な事業概要（平成19年度）

〔養成部門〕 ※2年課程（受験資格：高卒程度）

教育課程	コース	修業年限	定員
園芸課程	野菜	2年	50人 /1学年 (合計100人)
	花き		
	果樹		
畜産課程	肉用牛・酪農		



即戦力のプロの技術者を養成
・実践・実習 60%+講義・実験 40%
・マーケティング論・販売実践実習
・先進農家での4週間の派遣研修
・地域から技術課題の抽出 ⇒ 大学校での試作・実証 ⇒ 地域での実践

〔研修部門〕 ※短期研修

研修名	研修内容	研修期間	定員	摘要
就農促進研修	・農業経営に関する実践的な知識・技術 (基礎14日,入門40日,中級80日,上級120日)	14~120日程度	21人	団塊の世代等多様な担い手の育成
専門技術研修	・農業機械研修: 農業機械の点検・運転操作 ・施設管理研修: ビニールハウスの組立・保守管理 ・経営管理研修: マーケティング・労務管理	2~6日	115人	集落法人・農業参入企業オペレーター等のニーズに対応

2 入学生の状況（過去10年間）

(単位: 人, %, 位)

課程	区分 専攻	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
		園芸	野菜	8	8	6	8	8	10	11	9	
	花き	6	7	6	6	3	5	4	3	4	3	47
	果樹	1	2	2	1	3	4	2	2	1	2	20
	バイオ	1	3	5	—	—	—	—	—	—	—	9
畜産	肉用牛・酪農	10	10	6	6	3	8	6	5	9	10	73
合計		26	30	25	21	17	27	23	19	23	25	236

定員充足率(%)	52.0	60.0	50.0	42.0	34.0	54.0	46.0	38.0	46.0	50.0	47.2
定員充足率順位	41	34	41	42	43	40	42	43	40	—	42
全国平均(43校)	77.0	76.7	79.9	74.7	81.2	83.2	82.4	79.8	75.4	—	78.9
中・四国(9県平均)	66.5	68.1	72.7	66.3	68.1	77.1	69.9	68.8	64.0	—	69.1

注1 定員は1学年50人である。

注2 バイオ専攻は、平成12年度で廃止

3 卒業生の進路状況 (平成9年度～平成18年度)

(単位：人，%)

卒業年度	卒業生数	就 農				継続 研修	JA等 団体	農業関 連企業	その他 企業等
		就農者数	就農率	内訳					
				自営	農業法人				
9	34	8	23.5	5	3	8	3	2	13
10	31	7	22.6	7		8	2	5	9
11	25	6	24.0	5	1	8		3	8
12	30	11	36.7	7	4	13		2	4
13	25	6	24.0	4	2	7	3	1	8
14	21	6	28.6	1	5	9	1	2	3
15	17	5	29.4	5		5		2	5
16	27	11	40.7	5	6	7	2	3	4
17	20	4	20.0	3	1	5	2	2	7
18	18	4	22.2	1	3	6	1	2	5
合計	248	68	27.4	(43)	(25)	76	14	24	66
割合(%)	100.0	27.4	—	(17.3)	(10.1)	30.6	5.7	9.7	26.6

注1 2の入学者数とこの表の卒業生数が年度によって異なるのは、留年、退学等による。

注2 進路は卒業時点の状況である。

注3 「継続研修」とは大学校に非常勤職員として残ったり、国の農業大学に進学するなどのケースのこと。

・「農業関連企業」とは、牧場、園芸農場、青果等市場の卸業者等で農業に関連した業種であるが、主として農業以外の業務（例：経理、営業、運送など）に従事することで採用されたケースのこと。

4 参考

〔中国5県の大学校の状況（平成18年度）〕

区 分	課程・コース	定員(人)		定員 充足率	就農率
		課程ごと	合計		
鳥取県立農業大学校	養成課程 (果樹・野菜・花き・畜産)	30	55	93.0%	21.8%
	専門技術課程 園芸科 (果樹・野菜・花き・畜産) 畜産科 森林科	25			
島根県立農業大学校	園芸課程 (野菜・花き・果樹)	20	40	60.0%	14.1%
	畜産課程 (肉用牛)	10			
	森林総合課程	10			
岡山県農業総合センター農業大学校	園芸課程 (果樹・野菜・花き)	50	50	67.8%	31.1%
	畜産課程 (和牛・中小家畜)				
山口県立農業大学校	園芸部 (野菜経営・花き経営・果樹経営)	25	40	79.7%	25.5%
	畜産部 (酪農経営・肉用牛経営)	15			
広島県立農業技術大学校	園芸課程 (野菜・花き・果樹)	50	50	46.4%	27.4%
	畜産課程 (肉用牛・酪農)				

注1 修業年限はいずれも2年

注2 他県の定員充足率及び就農率は、過去9年間（平成10～平成18年度）の平均である。

監査の結果等参考資料

資料番号

10

本庁重点 監査項目	物品購入契約に係る競争性の発揮について
監査対象機関	警察本部
監査の結果等	
<p>監査の結果</p> <p>【指摘事項】 特に指摘すべき事項はなかった。</p> <p>【意見】 制服等の貸給与品のほとんどは、1回ごとに発注品目ごとに数量を定め、指名競争入札や随意契約により調達している。 平成18年度は、135品目について約3億485万円余の調達を行っており、このうち76品目は年1回の発注となっているが、残りの59品目については、人事異動等に合わせて年に2～4回の発注となっている。 これら複数回にわたって調達するものについては、契約における競争性の向上と事務手続き簡素化を図るため、一般競争入札による単価契約により調達することを検討する必要がある。</p> <p>※「単価契約」 物品の売買契約等において、あらかじめ数量を確定できないものについて単価を定め、一定期間内の購入数量等に応じた金額を支払うことを内容とする契約。</p>	

事業の概要（背景・現状）

1 物品購入の概要

警察本部においては、警察本部長等に対する事務委任規則に基づき、予定価格が3,000万円未満の物品（指定用品を除く）について、物品購入契約を行っている。

2 貸給与品の調達等

平成18年度は、135品目のうち76品目については、年1回で発注し、残り59品目については年2～4回の発注で調達している。

（主な貸給与品）

- ・警察官の制服（上衣、ズボン、スカート、ベルト、靴等）
- ・刑事等の私服用被服（ワイシャツ、ブラウス等）
- ・携帯品等（警察手帳、手錠、警棒、拳銃のつり紐等）

3 競争性確保への取組状況

(1) 用度室からの調達について

「用品調達に関する事務取扱規則（昭和30年規則第34号）」に基づいて知事が指定する用品（指定用品）については、用度室から調達している。

(2) 一般競争入札の導入について

予定価格の総額が160万円を超える物品については、平成18年度以降段階的に一般競争入札を導入している。

ア 平成18年度導入分

- 「貸給与品」… 刑事等の私服用被服のみ
- 「備品」… 自動車

イ 平成19年度導入分

- 「貸給与品」… 警察官の制服等（警察手帳、手錠、警棒、拳銃のつり紐を除く）